

会 議 録 目 次

平成 2 7 年第 4 回海田町議会定例会（第 2 日目）

平成 2 7 年 9 月 8 日（火）午前 9 時 0 0 分開議

日 程 第 1 一 般 質 問

○崎本広美議員	3
○下岡憲国議員	8
○大高下光信議員	24
○岡田良訓議員	27
○宗像啓之議員	38
○西山勝子議員	46
○前田勝男議員	55

（延 会）	71
-------	----

平成27年第4回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成27年9月7日 (月)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 9月8日 (火) 9時00分宣告 (第2日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |   |         |
|---------------|---|---------|
| 町             | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 副 町           | 長 | 三 宅 信 行 |
| 総 務 部         | 長 | 臼 井 真   |
| 福 祉 保 健 部     | 長 | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部         | 長 | 久保田 誠 司 |
| 企 画 部 次       | 長 | 門 前 誠 司 |
| 総 務 部 次       | 長 | 丹 羽 勤   |
| 財 政 課         | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 課         | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 税 務 課         | 長 | 近 森 茂   |
| 住 民 課         | 長 | 吉 本 真 人 |
| 社 会 福 祉 課     | 長 | 新 藤 正 敏 |
| こ ど も 課       | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課     | 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 | 長 | 森 原 知 美 |
| 都 市 整 備 課     | 長 | 龍 岩 広 幸 |
| 建 設 課         | 長 | 木 村 生 栄 |
| 教 育           | 長 | 中 村 弘 市 |
| 教 育 次         | 長 | 石 川 直 之 |

~~~~~〇~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 下 義 博 |
| 主 任 主 事 | 戸 成 正 考 |
| 主 事 | 木 村 俊 英 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

日 程 第 2 第 41 号議案 工事請負契約の締結について(海田市駅南口土地区画整理事業
中店窪町線整備工事)

日 程 第 3 第 42 号議案 財産の取得について

日 程 第 4 第 43 号議案 海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

日 程 第 5 第 44 号議案 海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例
の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 6 第 45 号議案 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 7 第 46 号議案 海田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につい
て

日 程 第 8 第 47 号議案 海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 9 第 48 号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 10 第 49 号議案 平成 27 年度海田町一般会計補正予算(第 3 号)

日 程 第 11 第 50 号議案 平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)

日 程 第 12 第 51 号議案 平成 27 年度海田町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)

日 程 第 13 発議第 6 号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書案

日 程 第 14 発議第 7 号 乳幼児等医療費助成制度の拡充を求める決議案

日 程 第 15 発議第 8 号 広島市東部地区連続立体交差事業の見直しの方向性について
の意見書案

日 程 第 16 発議第 9 号 海田公民館整備基本構想特別委員会設置に関する決議の一部
を変更する決議案

日 程 第 17 発議第 10 号 海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長(久留島) 皆さんおはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は 16 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお本日は、報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 17 に至る各議案でございます。日程第 1、一般質問を続行いたします。8 番、

崎本議員。13 番、でしたね。

○13 番（崎本）13 番、崎本でございます。きょうは4 点ほど一般質問をよろしくお願いいたします。第1 点目、大きな1 点目。スポーツ選手育成のグラウンド整備を。織田幹雄先生を称え、未来を見据えたスポーツ選手が育成できるよう、グラウンド整備を検討すると、この前の議会でありましたが、以後どのように検討されたか問うものでございます。2 番目に、狩猟の担い手への助成を。狩猟の担い手を増やすことは被害を防ぐ有効な手段だと思われるため、助成など、調査研究するとあったが、どのような取り組みをされたか。3 点目には、ドッグランの事業の責任は、ということで、ドッグラン整備事業の責任の有無について、この前の建設委員会で、自己責任において、当事者間で話し合い解決するとあったが、それ解決できるのか、できないときはどうするのか、生じたトラブルについて、一切責任を負わないとあるが、それで良いのか問うものでございます。大きな4 番目に、町がすべき工事かどうかの調査はどのようにされているか、問うものでございます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）皆さんおはようございます。本日もよろしくお願いいたします。崎本議員の質問に答弁をいたします。まず、スポーツ選手育成のグラウンド整備についての質問でございますが、海田総合公園の第2 期整備区域内に公認の陸上競技場が配置可能かについて、工事規模等の程度について検討をしております。続きまして、狩猟担い手の育成と助成についての質問でございますが、広島県内 22 市町の狩猟免許取得の助成について調査を行い、分析をしております。それらを参考にして、海田町の狩猟担い手を増やす最適な助成方法を検討したいと考えております。続きまして、ドッグラン事業の責任についての質問でございますが、ドッグランの利用にあたっては、先進地の事例を参考にして、海田総合公園ドッグラン利用のルールを定めております。受付時には、その内容を説明するとともに、このルールに同意をしていただき、誓約書を提示いただいた上で、ご利用いただきたいと思います。そのため、利用者等のトラブル等については、ルールに従い、当事者等で責任を持って解決していただきたいと思います。続きまして、公共工事についての質問でございますが、所有権などの権利関係や管理状況などについて、登記簿や現地審査、台帳等の確認などの方法によって行っております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13 番（崎本）再質問をいたします。まず、スポーツ選手の育成のグラウンド整備につ

いてでございますが、言われるのは分かってますが、私は、再々、都市整備課へ行って
ですよね、今、航空写真でもとって海田にちょっとありますから、この程度のものだった
ら、ここの位置に入るじゃないかと、入るか入らないかぐらいは分かるから、それを
早く検討して、早く示してくれと、ね。それをすぐでもなるでしょう。航空写真があっ
てよ、海田町が買った土地、遊んでる土地がどんだけあって、ね、この程度のものじゃ
ったらここに入るというような、ね、検討されて、早くされて、議会に提出される、あ
るいは建設委員会に、こういう程度のものは、この程度のものやったらできます、これ
以上はできませんとか、そういう回答はすぐできるんじゃないですか、どうですか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）現在図面は、担当者レベルでございますが、内部で作成して、あ
らかたの図面はできてございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）なぜそれを先に言わないんですか。そのぐらいの検討はしています、す
ぐ、提出できます、説明ができますぐらいはできるんでしょう。どうですか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、提出の準備ができておりますので、次の建設産業委員会
中で提示ができたというふうに考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）1点目は分かりました。2点目ですが、狩猟の担い手の助成をというこ
とで、検討しておりますけれども、早くしなかったらね、検討いつまでもされ
てね、分かりませんので、他の市町村がどの程度やっとなるかということはすぐでも分か
るでしょう、ね。今の安芸区には優秀な監査委員さんもおってやけえ、安芸区はどの程
度のやっておられるか、聞いたらすぐ分かるでしょう、ね。それが可能か不可能か、す
ぐ判断できるでしょう。できるかできんか、ちょっとお願いします。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、現在、県内の全市町の調査が終わったところで、分析も完
了しておりますので、これから方向づけをしていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）そのように決まったら決まっちゃうというてははっきり先に言うてくだ
さいよ。次行きます。この前の建設委員会でドッグランをやりましたがね、今やってお

られるドッグランを見に行かれた言われますがね、大体、ドッグランちゅうものはね、委託をするか、ね、管理を委託するか、あるいはどうかのう、飲食ができるような施設をつくってですよ、その管理者がやってますよ。ちゅうことはね、やっぱり、私が再々言うようにね、自分の子どもや孫たあ、犬が可愛い人が多いんですよ。だから、ドッグランが必要で、ドッグランがあつたら遠くまででも海田町から行ってんですよ、ね。だから、本人同士がやってくれ言われてもね、そりゃいろんな犬も入ってくるし、いろんなこともあるんですよ。だから、この、今言うたルールによる契約書か誓約書を提示された、その誓約書がどの程度かというのをこの建設委員会でも聞いても、その資料は出てこないでしょうが、ね。そりゃ、私みたいなね、たちが悪いぶんじゃたらね、とことん裁判にもっていきますよ。第一、裁判にかかっているのが多いんですよ。だから、私が、きちっとした誓約書なり何なりと、作らにやいけないじゃないですかちゅうことを言いよるんですよ。管理体制をきちっとせんかったら、最終的には町の責任にありますよ。町の施設だから。そうじゃないんですか。そこらもね、きちっとされてね、きちっとこの建設委員会でも資料が出してあるんじゃから、中で、こういうことを検討して、こういう誓約書こういう内容ですと、きちっと説明された方がいいんじゃないですか。この前入札で、工事も落札されたところが決まってる、だから早くこういう誓約書、こういう内容で、当事者同士が、こういう誓約書を通して、何かあつたときにも、こういう風になりますと、はっきり説明しなさいよ、ほんじゃあ、どうですか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）ご指摘の誓約書等の資料につきましては、建設産業委員会の中で提示をさせていただき、説明をさせていただいたというふうに認識をしております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）その誓約書がね、ここの中に、たったこれだけの誓約書ですよ。これじゃ駄目じゃいうて言うちよるでしょうが、ね。ちゃっと、なんかあつたときには、当事者同士がきちっと解決してくださいというような文言をきちっと入れちょかんかったらね、だめじゃないですか。ちゃっと、これでは物足りんからわしが言うちよるんじやから、そこらまたきちっと次に出されるときに、調査研究を行って、きちっとしたものを出示してください。分かりましたか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、もう一度提示させていただきます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）次にね、公共工事についてでございますがね、どこかは言いませんがね、ある箇所について、あれは私道が混じっとるじゃないか、あるいは町道はどうなってますかいうたら、あれは昔から町道ですと、はっきり言われましたね。それやったら、それ私がどのようになっているかいうたら、建設委員会で資料にはなんじゃあ、町道区域外となっていたということが書いてありましたよね、ここ、告示優先されるため、当該施行区域間は町道区域外であることが判明したと、こう書いてあるんですよ。だから、私がね、きちっとした調査をしてきちっとしたことをされないけないじゃないですか言うたら、それに反論されたから、私は一般質問に出しました。なぜかいうたら、わし説明したとおり町道であるんなら、町道に毎日毎日駐車していいんですか。だめでしょう、ね。町道なら町道らしく、ちっとは制限しなさいよ、どうですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）町道であっても、町の管理道であったといたしましても、そういった常時違法駐車をするというのは、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）だからね、私も素人じゃないけえ、昔からおるけえ、これが町道かこれが農道か分かるんですよ。だからね、私が言うんですよ。公共工事でも、今の農道でも、ね、同じこと、うちの上、町長も知っとられる、大変な工事されていますがね、昔からの農道、水路があるんですよ。あなた方で、だめだから、当事者を呼んで、ちゃっとうたんじゃが、今検討中ですがね、やっぱり、町の公道のものとね、町の所有のものと、やっぱ私事、私道とか、ね、民々境界とかいうのをきちっとせんかったら、だあだあになるんですよ、ね。あなた方がちゃっと勉強されんから、引き継ぎがないから、この前の砂防みたいに、県が町が、管理、委譲を受けましたがどうのこうのなって、最終的には間違うちよるでしょうが。やっぱりね、引き継ぎちゅうこともして、きちっと、それに対して勉強もされなかったらね、遅れるんですよ、ね。パソコンに載ってないじゃ、どうのこうのいうて、載せんかったら、載っちよらんじゃ、公図なんかでも載りゃあへんでしょうが、え。昔の資料をデータに載せんかったら、データに残りませんよ。今、そこらをどのように感じておられるかちょっと。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）議員ご指摘のように、昔の経緯であったり資料というのが適切に引き

継いでいけない部分があるということは、非常に重要と大変な課題だと考えております。したがって、今後それらの資料が適切に引き継いでいけるように、台帳というものを適切に管理することで、引き継いでいきたいというふうに考えております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） 最後にね、今の、グラウンドとか公民館とかね、これ、研究してすぐにやってもらわないけんのじゃが、私も文部省とか、国で調査研究しておられる。やり方によっては交付金が出るんですよ、ね。しっかりそこらを勉強してですよ、ね、出ない、出んわ、請求次第ですから、しっかりと勉強してね、なるべく、国や県から補助が出るような施策をやってもらいたいんですが、町長、どうですかの。

○議長（久留島） 町長。

○町長（山岡） この件につきましては、あらゆる国の政策、県の関係をつぶさに調べて、判断していきたいとこのように思っております。

○13番（崎本） しっかりとがんばってください。終わります。

○議長（久留島） 4番、下岡議員。

○4番（下岡） はい。4番議員、下岡です。本日は2点について質問いたします。まず第1点目、地方創生戦略と職員の町内居住促進について。国の方針に基づき、当町もまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定中である。案を見る限り、楽観的人口見通しと従来からの延長施策の羅列が目立つ。また人口維持政策の司令塔たる町の職員の町内居住比率が近隣市町に比べて非常に低い。質問します。1点目、将来の人口見通しにおいて、国と町では大きな開きがある。基準となる機関の総意によるとされているが、町は一過性の減少にとらわれ、長期的視点に欠けているのではないかと問う。2点目、人口維持について意欲的な高い目標を掲げるのであれば、それに見合う政策立案手法を採用し、大胆で斬新な内容の政策を打ち出す必要があるのではないかと考えを問う。3点目、人口に関し、指摘される問題点の中で、30歳代で多い転出と、近隣と比較して、地価が高く手ごろな価格の住宅取得が困難であるとの地域課題に集中して取り組む必要がある。当町でも増えつつある空き家を全面改装しての再販売の促進とか、住宅取得時のローンの割増金利負担支援策等をとる考えはないかと問う。4点目、6月定例議会において、賃貸住宅に住む町内職員には5,000円の住宅手当を支給することを決めた。職員の町内居住比率を上げることが重要である。当町職員の町内居住費率が低い原因、理由は何であるか。また低いことで、どのような問題障害が生じているのか問う。5点目、町内に定住する

職員を増やすために、町内に居宅を構える職員にも手当を支給することを検討してはどうか問う。6点目、人口ビジョンにおいて人口変化が地域コミュニティへ与える影響について、地域コミュニティの基礎的な組織である自治会においては、現状でも役員などの担い手、特に若い世代の確保が難しい状況にあることから、今後はますますコミュニティが維持できなくなり、自治会の統合などが必要となることが考えられると適切な指摘がなされている。職員の町内居住比率を上げ、現役・OBを問わず、職員が地域コミュニティを支えていくことが、大変に有力な解決策になると思われる。町民の信頼を回復するべく、職員の意識改革を図り、この取り組みを進めていく考えはないか問う。大きく2点目、河川等の浚せつについて。三迫川等の町内瀬野川支流については、長年土砂の浚せつ作業が行われておらず、堆積した土砂の上に草木が茂る状態の場所が少なからずある。砂防ダムについても同様である。土砂災害発生時、河川等の施設が有効に機能しないだけでなく、堆積した土砂が流出することで被害を拡大する恐れさえある。河川内の草刈りについては、町がシルバー人材センターに委託している場所もあれば、地元有志が行っている場所もある。高齢化に伴ってだれも面倒を見ることもなく、放置されているところもある。大規模に浚せつしてしまえばその作業も大幅に減る。質問します。1点目、砂防河川、砂防ダム等について土砂浚せつ等の機能維持については、町の担当と聞くと、浚せつを要する土砂量を調査積算の上、計画を立てて予算計上し、浚せつを完了させる考えはないか問う。2点目、場所によっては、過去土石流災害発生時のときのものと思われる一抱えもあるような石がそのまま川底にごろごろ転がっているところもある。もし土石流災害が発生した場合には凶器にもなりかねず、放置しておいてよいものではないと思える。地元では3面工法の要望もあるので、併せて県の担当部署と対応を協議し、必要であれば対策対応策をとる考えはないか問う。以上でございます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）下岡議員の質問に答弁をいたします。地方創生戦略の職員の町内居住促進についての質問でございますが、1点目については、町の場合は、国の推計値とは異なり、より現状に近づけるために、平成22年の国勢調査依頼の人口移動率を加味するとともに、目指すべき将来の方向に沿って、施策を展開した場合の出生率を用いたことから、差異が生じたものでございます。2点目については、現在、人口が微増傾向にある中で、今後総合戦略に基づいて必要な施策を実施するとともに、町内外に海田町の施策

や強みの部分を積極的に発信することで、将来的な人口減少の抑制は可能であると考えております。3点目については、空き家の市場流通化に向けた手法を検討した上で、町の実績に合った対策を講じてまいりたいと考えております。4点目については、本町が通勤に際して、交通の利便が非常に良いこと、職員で新規採用の際、町内・町外を問わず広く募集を行っている点が町内居住の率の低い主な原因と考えております。町内居住が低いことは、問題、障害については、災害時における職員参集や町民として地域活動に入っていないことが挙げられます。5点目については、人事院勧告により廃止した持ち家に対する住居手当に相当するものとなりますので、支給については考えておりません。6点目については、これまでも町内行事の職員参加を呼びかけているところでございますが、今後も町内居住を呼びかけるとともに、引き続き町内行事への参加を促してまいりたいと思います。続きまして、河川等浚せつについてのご質問でございますが、1点目については、普通河川に堆積した土砂は町が浚せつ、砂防ダムに堆積した土砂については県が浚せつすることとなっております。普通河川の浚せつにつきましては、地元自治会の意向を確認し、実施方法を検討してまいりたいと考えております。また、2点目につきましても、地元自治会の意向等を確認し、対応について検討してまいりたいと思っております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）はい、再質問いたします。まず第1点目のですね、地方創生戦略についてでございますけれども、答弁ではですね、平成22年の国勢調査以降、今年平成27年までの5年間のですね、人口を状態を加味してですね、この開きになったという答弁でございますけれどもですね、まずこの数字なんですけれども、平成22年の出発点、この数字については2万8,500人、これは国もですね、県町も同じ数字から出発してですね、着地点である50年後の平成72年の数字においてはですね、国、具体的に言うと国立社会保障人口問題研究所、国の機関でございますけれども、この推定値ではですね、1万8,000人強。それに対して町はですね、いくつかのパターンで想定してる訳なんですけれども、一番低いところですね1万4,000人ちょっと。一番高い見通しではですね、2万7,000人強と、非常に強気ですね、数字になって、大きな開きがある訳なんです。で、町のですね、国の方は、もうある一定の算定基準に基づいてですね、やってる、ある程度、私らも納得できる数字、1万8,000人っていうのはですね。町のですね、最近5年間の人口動向に基づいたと、言いますけれども、具体的にどういう状況に基づいて

ですね、こういう強気の数字になったのか、具体的にちょっと説明願います。

○議長（久留島）企画部次長。

○企画部次長（門前）はい、ここ、平成 22 年から 27 年の間にですね、平成 26 年、特に社会増ということで、これまでの減少傾向にあったところから平成 22 年度以降については、そういった社会増、特に最近の住宅等の関係でですね、それと景気回復の関係で、人口増の傾向にあるということと、あと、海田町においてですね、こういったいろんな施策をすることによって、そして町内外に、海田町の強みを発信することによってですね、こういった人口推計がなし得るというふうに判断して、今回このような推定をいたしております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4 番（下岡）まずですね、1 点目は、最近の特に去年のですね、社会増。確かに去年 199 人ですか、社会増に転じているということですけどもですね、過去この人口問題について特に海田町の場合は自然増は続いているけれども、社会減がずっと続いていると。その原因についてですね、私も質問したことがある。そしたら前の企画部長はですね、海田町の地価は高い。地価が高いから、町内に住まわれてる方がですね、町外の安いところへ家を求められるという答弁があった訳です。そういうことであるならばですね、この社会増の原因というのは何なのか、その地価と関連があるのかないのか。海田町の地価が高ければですね、突然ですね、降って湧いたように、199 人もの社会増が出てくるといふ現象の説明はできんのじゃないですか。ちょっとその見解を問います。

○議長（久留島）企画部次長。

○企画部次長（門前）確かにですね、アンケートの中でも、地価が高いというふうな話ありました。一方で、比較的手に入り易かったという、そういうふうなことで選ばれておられる方もいらっしゃる。また、現在の海田町におきましてはですね、やはりその立地性において、広島中心部からも近くてそういう交通利便性があるとかその他いろんな都市機能が揃っておりますので、そういった住宅が供給された際には、非常に速やかに皆さんが購入されているということもありまして、こういった社会増につながっているというふうに考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4 番（下岡）私はこの現象というのはですね、一過性のものじゃないかとみてる訳です。特に、景気の影響、2008 年リーマンショックがですね、ありまして、その直後好景気が

大きく落ち込んだ。その時にはですね、派遣切り、雇用なんかも非常に悪化した訳です。そのときには、例えば派遣切りなんかですね、広島市内のワンルームなんかもがらがらの状況だった。で、ここにきてですね、景気が回復して現在持ち家を持つ場合もですね、日銀は金融緩和でですね、超低金利政策。金借りてですね、家建てる環境には絶好だと。またですね、政府も一生懸命賃金上げということですね、若い世代の賃金も上がってきたと。将来の生活も見通せるようになったと。こういう環境の変化、これならですね、家が持てるんじゃないかと。海田町も少々家が高いけれども、今言われたようにですね、広島市内への通勤の利便性を考えたら、海田町にですね、家を買えるんじゃないかということですね、最近海田町に家を買いたい求められる方が多いと。だけどですね、これは今景気が好転してきているその状況だからこそですね、通用する論理であってですね、この先ずっとですね、この好景気が続きます。続く保証はないですよ。現在だって既にですね、中国の景気が腰折れしたら世界経済がどうなるんだろうと。株式市場は今落ち込んでますよ。それを折り込んで。そういうことを考えたら将来にわたってですね、1年先の景気さえ見通せない。こういう状況の中でですね、楽観的にですね、景気が良くなったと。海田町にどんどん家買ってる人がいるからですね、これが今後も続くんだと、そういう前提でもってですね、非常に楽観的な人口見通し。今後もどんどん家が建っていくと、マンションが売れると、そういう前提でですね、こういう人口見通しを立てるとするのは非常に問題だと、私は思います。どういうお考えなのか、ちょっと幹部のお考えを聞きたい。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに今、下岡議員のいろんな設問に対しても我々も非常に心配をしております。しかしながら、経済社会状況というのは一連性があるって、いつどういふふうに変化するかわからないということも、我々も今までリーマンショックとかオイルショックとかいろんなことを経験した中で、ある訳ですが、海田町という利便性または土地が高くても非常に便利がいいということですね、方々へ行っておられた方が海田に戻ってこられたり、または安い、広い土地を求めて郊外へ行かれた方もたくさんありますが、また、我々が知つとる中でもですね、また返ってこられると。経済的な社会増とか経済増というのは我々も推測は難しい。しかしながら、今現状として我々が取り組むものはなにかということを考えますとですね、1日も早く、そういう情報とか情勢を判断をして、いろんな知識をいただきながらですね、町民に提供する使命がある、こ

ういうふうを考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）私が言いたいのはですね、例えば景気についてはですね、中立的に見るべきだと。将来ですね、良くなることもあれば悪くなることもある訳ですから、景気が悪くなったときにどうなるかと申し上げますとですね、海田町は自分の持ち家、持たれてる方に対してですね、アパートなんかの借家の比率が非常に高い。安芸郡4町の中でもですね、借家比率が一番高い。アパートなんかが多い訳ですよ。ここに住まわれてる方、景気悪化してですね、雇用情勢が悪化した、首切りがあったと、なった時にはですね、当然だけれども、例えばワンルームに住まわれてる方なんかいうたら、例えば失職したりした場合はですね、また親元に帰えられるとかいうようなことでですね、ワンルームを中心にですね、空き家が目立ってくる。これは社会減。人口流出な訳ですよ。景気が悪くなった時にはですよ。今は良くなってるからいいけれども、逆に反作用が出てくる。こういうことを考えたら景気というのはですね、やっぱり中立的に見るべきだと。その要素を、景気のいいときの要素だけ取り上げてですね、これがずっと続くみたいな、数字の推計の仕方は、間違っていると私は思います。で、例えばですね、目指すべき将来の方向に沿って支援施策を展開した場合の出生率を用いたと。現在の出生率がいくらで、施策を用いたときの出生率はいくらになるのか、説明願います。

○議長（久留島）企画部次長。

○企画部次長（門前）現在の出生率につきましては1.65で、将来、今後我々が目指しておるのは1.98でございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）出生率についてですね、現在1.65を1.98にすると、それを上げるだけの施策を打つんだということですけども、今現在のですね、政策からですね、特にですね、これといった戦略的な手立て、これ見る限りですね、従来の延長じゃないですか。現在1.65なのに1.98、非常に意欲的な数字だけれども、その根拠というのは私はないと思ってます。この1.98に上げると。果たしてね、可能なのかどうなのか、十分な検証がされているのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（久留島）企画部次長。

○企画部次長（門前）1.98というのはですね、これは、いわゆる皆様方、子どもを予定されている方、予定人数でございます。その中でですね、海田町といたしましては、今回、

そういった、いろいろご心配いただいとる訳ですが、今回の総合戦略の中で、協議会の皆さん方の意見の中にもあったんですが、いわゆる待機児童がいないであるとかそういった海田町の施策が十分に知られてないよねという部分もいろいろご指摘いただきました。そういう意味で、海田町の現在行ってる施策について、より分かりやすく、具体的にですね、皆様方に周知いたしますとともに、こちらの総合戦略でも今回さしていただいておりますが、空き家ですね、市場流通化促進に向けてですね、いろいろと検討していきながら、いわゆる若い世代の方々が、より空き家を活用してですね、そういった住宅を手に入れ易くするだとか、それとかいわゆる山畝地区でございますけども、そういった基盤整備計画のですね、策定についても、今後取り組む中で、海田町といたしましては、そういった我々の目指すべき方向に向かって施策を展開していきたいという考えでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）今 1.98 を用いた理由はですね、そういう若い世代の方の希望というか、予定というかですね、が 1.98 だというて言われるけれども、それに向けてですね、施策で後押しするというけども、政策にはですね、町のとれる政策には限界があるんじゃないです。例えば、ある家庭でですね、1.98、約 2 人子どもを持ちたいといった場合にですね、大きな制約というのは経済的要因です。果たして 2 人ですね、大学までやっていけるだけの所得見通しがつくのかどうなのか、こういったことというのはですね、町がいくら心配したってですね、解決できる問題ではない訳ですよ。そういう要素が多い中でですね、町の施策でカバーできるのは限界がある訳ですよ。それにもかかわらずですね、一般の方が持たれてる、1.98 という希望、この数値を用いるということはね、今言ったような非常に楽観的な数字につながっていると、何の裏づけもないと言わざるを得ない。ですから、この町が描いている平成 72 年、少ないところで 2 万 4,000 人、うまくいけば 2 万 7,000 人、これは絵に描いた餅ですよ。今国が考えてる、この地方創生総合戦略で描いているのはですね、国の人口でいうと平成 22 年 1 億 2,800 万、これがですね、予測では平成 72 年、50 年後にはですね、8,670 万まで落ち込むと。32 パーセント人口が減るという見通しに対してですね、何らかの政策手段を打つことで、安倍さんは 1 億人をキープすると。22 パーセントの減にとどめると。これが国の施策の方針の中心ですよ。三つの柱がある。一つは東京一極集中の是正、2 点目はですね、若い世代の結婚、出産、子育ての支援をしていくと、いわゆる自然減をできるだけ抑える施策。3 点目が、

地域の特性に即した地域課題の解決、これは社会減の問題ですよ。社会減をこれは国の中でいうとね、社会増減ですから、同じことなただけけれども、要は地域に頑張ってもらってですね、社会減を減らしてほしいと。地域の特性に即した地域課題の解決、その3点目の地域の特性に即したという点でですね、この人口分析を見ると、大体20歳代の方は転入超過、という事はですね、20代の方というのは、おそらく就職だ何だかんだとかでですね、職につかれたりした段階でですね、アパートなんか借りてですね、今言ったように海田町の広島市との関係から、通勤に便利であるとかいうようなことでですね、町内のアパートなんかによく住まわれるということで転入超過になる。そして30歳代になると今度は一転して転出超過になる。これはやっぱ結婚されてですね、子どもを産んで、子どもがある程度大きくなって持ち家を持つ段階になるとですね、先ほどの地価が高いからかどうか知りませんが、町外で家を建てられる、町外に求められる、ということで転出超過になるという傾向がある、私はそう見てます。その考えについて、どう思われますか。

○議長（久留島）企画部次長。

○企画部次長（門前）確かにですね、議員ご指摘のように、海田町は比較的に周囲と比べて高いというのはあって、そういった中で、ちょうどそういった若い世代、そういった方々、転出しようかというのは見受けられると思います。ただ、その一方で、そういった方々をいかに海田町にですね、引き続き居ていただくかということが大切。

○4番（下岡）そこまで聞いてないでしょ。そういう傾向があるかないかいうて聞いているですよ。

○企画部次長（門前）あるかと思います。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）だからねそういうことがあるからね、その人口引き止め策をしっかりとやるべきだと私は言ってるんですよ。町内のアパートに住んでる20代・30代の若い方を、町内に家を、ちゃんと建てていただく、そういう政策をやるべきだと言ってる訳ですよ、ね。その点の施策が、もうちょっと弱いんじゃないかと。だから私は言ってる。海田町に家を買うのであれば、ローンでですね、300万とか500万ですね、町が金利負担するからですね、もっと買ってくださいとかですね。今の長期金利、固定金利だったら1パーセント前後で非常に安い金利ですから。例えば最初の10年なら10年固定金利計算したってですね、知れてますよ。そういう施策であるとかですね、打つことはないのかと

言ってる訳ですよ。例えば坂町。坂町なんていうのはですね、子育て支援住宅、町営住宅をただ同然で貸してる。こういう大胆な政策を打ってる訳ですよ。だから海田町でもそういうことを考えるべきではないかと言ってるんです。そういうもの何もないじゃないですか。それが地域の特性に即した地域課題の解決ではないのかと、その答弁なんて何もないですよ。どう考えてるんです。

○議長（久留島）企画部次長。

○企画部次長（門前）こちらのですね、今回総合戦略でも掲げさせていただいておりますが、現在空き家の実態調査等を進めているところでございます。そういった中で、空き家の流通促進を図る中で、それらを検討した上でですね、今ご指摘のご提案のあったことについても、今後、検討していくというふうに考えてまいりたいと思います。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）空き家の流通促進といいますけどもですね、私もそれ書いてるからどうこう言えないんだけど、それがですね、決定的なインパクトのあるですね、政策になり得るのか。これまあ全般的な施策ですから、20代・30代に限らずですね、広い年齢層に対する施策なんだけれども、私はもっとですね、30代で持ち家を持ちたいという方に対してインパクトある施策を打つべきじゃないかと申し上げてる訳なんですけども、そこに集中したものは考えない。今言ったように、今の答弁だとですね、空き家対策を考えるんだと、それがまず先だということですけど、それは幅広いですね、年齢層に対して打つ政策なんですよ。30代の引き止め策、これ、非常に重要だと思いますよ。下のですね、第2点目の町内の職員の居住比率のアップ、これにも関連してくるんですよ。町内の職員の方がですね、確かアパートに住んだ時にはですね、町内に住んでたけども、家を買うときになったらですね、町外へ引っ越しされたという方はたくさんいらっしゃるんじゃないです。この中にもいらっしゃるんじゃないです。独身時代はこの町内に住んでたけどもですね、結婚して家を買うときには、町外に買くと、そういう方もいらっしゃるんじゃないんです。そういう方が、どうすれば、町内にですね、住んでいただけるか、そのことを考えたらですね、分かるはずでしょ。それ以上のものがないから次の職員の町内居住率向上ということですね、進めますけれども、まず、6月定例会でですね、5,000円の賃貸住宅に住む職員の5,000円の住宅手当これ支給してですね、現在で約3か月近く経つ訳ですけども、この制度に基づいてですね、具体的に何件ですね、例えば町外に住んでおられる方が町内のアパート等にですね、住まわれるという実

績があったのか。現時点ですね、この適用というのは、給料に反映するのは 10 月からですけれども、10 月時点で、住んでる方もですね、対象と聞いてるんでね、もう既に現在転居で町内に住んでもいい訳ですけれども、対象で増えた方、6 月以前から住んでる方は別にしてですよ、どれだけ増えたのか、申し込みがあったのか、お尋ねします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）まだ 0 件でございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4 番（下岡）まだ 0 件。果たしてね、この政策の有効性を問いますよ。3 か月たった時点でですね、まだ申し込み 0。そういう政策を考えるならですね、なぜここで指摘したように、町内の持ち家を持つてる方も対象にですね、考えないんですか。何か、国の制約があつてできないとかいうけれどもですね、やりようというのは考えようによってはあるんじゃないです。どういう形があるのか私もここで具体的には言えないけれどもですね、それを打たないとですね、金銭が全てじゃないですよ。金銭が全てじゃないけれども、金銭も一つの促進手段だからこそですね、賃貸なんかに住んでる人の 5,000 円手当てを考えた訳でしょう。それならこれをですね、有効にしようと思ったら、持ち家であろうが何であろうがですね、支給するということを考えるべきではないです、答弁求めます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）最初の町長答弁にありましたように、職員の持ち家手当につきましては、平成 21 年の人事院勧告におきまして、国において廃止をされました。それに基づいて、地方公共団体の、総務省の方が廃止を強く求めてきた経緯がございます。で、今議員が言われました持ち家手当の復活に相当するような手当につきましては、いわゆる公務員の手当というものはお手盛りだという批判がないように、慎重に判断する必要があると、そのように考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4 番（下岡）慎重に判断するというのはいいですが、ではなぜですね、アパートに住んでる人の住宅手当についてはですね、5,000 円の住宅手当が支給できるんです。持ち家であろうとですね、アパートに住んでいようとですね、住宅手当を出すという考え方はですね、差別というか区別があるんです。例えば、民間なんかで言いますとですね、地域手当みたいな考え方があるんですよ。地方に住んでる者と東京に住んでるもの

とでは、地域で差をつけるだとかというような考え方があるんですけども、官においてはそういう考え方というのは、全くとれないんです。お尋ねします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）まず、住居手当につきましては、アパートとかそういうところの住居手当につきましては、いわゆる衣食住の住の部分に補う生活給という側面がございます。それに対していわゆる持ち家に対する手当ということにつきましては、平成 21 年の人事院勧告で廃止された経緯を踏まえまして、いわゆるその財物に対する補助といいますか固定資産の補助であるとかローンの補助であるとか、そういう側面が強いというところで、国民感情になじまないという整理がされまして、廃止の勧告がなされたものであると、そういうように考えています。地域手当は海田町の場合は 3 パーセント出ております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）補足いたします。官においても地域手当はございます。東京において、ですから全体の給与下げた上で、地域手当という形で地域格差をつけるという形になっております。その率が海田町の場合 3 パーセントということでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4 番（下岡）町内居住率が低いことによる問題、障害については、災害時における職員参集や町民として地域活動に入っていないことなどが挙げられるというて書かれてる訳です、などという表現でばかりしてある訳ですけどもですね、私は一番大きな問題はですね、海田町の場合ですね、職員と住民との関係がですね、うまくいってるのかと、非常に疑問に思ってます。町民の方の中にはですね、役場をかたきのように思ってる人もいる訳ですよ。それ、典型的な例だけでも、必ずしもですね、うまくいってないんじゃないかと。それは、いろんな要素があるでしょう。教育の問題だとか、ね、職員の町民に対する接遇の態度、上から目線であるとかですね、横柄であるとかですね、そういった指摘がしばしば聞く訳ですよ。そういったこととですね、私はこの町内居住率というのは、関係がないとは言い切れないんじゃないかと、私も、近隣市町ですね、職員の町内居住比率、安芸郡 3 町について調べました。坂町は非常に高い。熊野町も相当に高い。府中町でさえですよ。府中町ももっと海田町よりも広島市と一体化した町です。だから広島市に多く住んでてもおかしくない、海田町以上にね。その府中町でさえですね、府中の町会議員に聞いたら、50 パーセントを切ることはないですねと。ある筋から

通して聞いたら 60 パーセントは切ることはないという情報もある。この率とですね、海田町の 6 月の説明であった正規職員 190 人か、そのうち、町内居住者 55 人、この比率は 28.9 パーセントです。6 月時点で、その数字に間違いございません。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）最新の数なんですけども、海田町から残念ながら 2 名減りまして、1 人は退職をされた、もう 1 人は結婚に伴い引っ越された方がおりますので 2 名減ということになっております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4 番（下岡）はい、という事はまださらに 28.9 パーセントから悪化してると、この数字の傾向というのはですね、過去からどんどん下がってきてるんじゃないです。それ調べられてるかどうか分からないけれどもですね、どんどん下がってきてるという傾向はないんです。ちょっとお尋ねします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）これはちょっと年度ごとに職員の住所と数を調べた資料がございますので、ちょっと明確な答弁はできませんけども、下がっている傾向にあるのではないかという風に考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4 番（下岡）ということでですね、年々下がってきてると。これはですね、例えば海田町のまちづくりという点にもですね、影響してくる問題だと思ってます。役場と住民が一体になってですね、まちをつくっていきこうという動きのですね、阻害要因になるんじゃないかと。今言われるようにですね、災害時における職員参集や町民として地域活動に入っていない、町民として、地域活動に入っていないということがある訳ですよ。実際にね、例えば、7 月七夕祭りなんかではですね、若い職員の方を中心にですね、ある一つの店を設けてやっておられる。これ一つの例外、それ以外にも、例えば町内の職員の方でですね、自治会の中に入ってかき氷を売ったりとかですね、金魚すくいやったりという方もいらっしゃるけれども、そういうのは非常に少ない、例外的な例と思う訳です。だから、もっとですね、職員が地域活動の中に入っていないと、この、今のあの中でも指摘があったようにですね、地域コミュニティというのは崩壊寸前にあると。役員の担い手がないということがある訳ですよ。全然役場も知らんのかと思ったら、多少はちゃんとしてるんだなと思いますけれども、まさしくそのとおりですよ。もうこれ

は役場だけの責任じゃなくて、主には住民意識の変化という点が私はあると思ってる。例えば、戦前戦中派なんていうのは、国に奉仕だとか地域に奉仕だという考え方があったけれども、戦後教育を受けた。私らもそうですけれども、世代以降というのはですね、そういうことよりも、自分の夢を実現する、自己実現いうことに中心を置いてきてるから、地域だとか社会に対する関心というのが比較的少ない訳ですよ。だから、そういう方たちにですね、地域活動をやってくださいと言っても、なかなか乗ってこない。これは大変だと。役員なんて引き受けたら、あとは大変なことになるという意識が高い訳ですよ。特に若い方を中心に。そういう点はちゃんと分かっておられると。このままいったら本当に自治会、崩壊しますよ。担い手がいなくて。自治会というのは、大きくいうと二つの役割が。一つは、相互助け合い、あるいは、絆を強めるための親睦団体的な意味合いがある。それに向けてですね一つは、いろんな、そういった行事、イベントをやる訳ですね、いきいきサロンであるとか、お年寄りの見守り活動、あるいはお食事会などやる訳なんですけれども、こういったことをやったときにですね、参加される方はね、非常に限られてる。その自治会の構成メンバーから見たら、ほんのわずか、数パーセントの割合。何の行事をやってもそうなんです。西自治会でもですね、もっとふやそうじゃないかということでこの夏、野球観戦、カープの野球観戦のですね、ボックスシート、半分を自治会が負担するというでやったけれども、そうしたら若い人が今市民球場なんか、よけい行っとるからですね、来るだろうと期待してやったんですよ。けれども、申し込みされる方はおんなじ。グラウンドゴルフやってるんだとか、囲碁将棋だとか、何だかんだやってるイベントされる方がやっぱこられるんですよ。そうしたときにですね、一般のそういう活動に参加されない方からは、自治会何なんだと、特定個人ですね、遊びの場なんかと。そのために、自治会がですね、自治会費使うのか。こういう問題が提起される。自治会役員は、その中でですね、非常にその調整というか、苦しむ訳ですよ。そういった面が一つある。もう一つの自治会の役割というのは行政のですね、多分端末組織ですよ。行政がですね、何かこういうことを情報伝達したいと。例えばここで道路工事やるからですね、ここは交通止めになりますよということをちょっと徹底してくれと。自治会長のところへ行って、それを地区に徹底する、あるいは地域の要望を年1回ですね、ちょうど8月かな、まとめて今出したところだと思うけれども、地区の問題点、要望というのを、町にですね、まとめて出してくれと。早く言えばですね、町と地元とのですね、間に入ったパイプ役ですよ。自治会のひとつの機能は。それ

で、一つの解決策としてですね、ここに示されてるように、統合だとかっていう案が突然示されてる訳ですけども、このことはね、本当に考えないと、大変なことになります。本当に統合ということを考えておられるんです。ちょっとお尋ねします。

○議長（久留島）企画部次長。

○企画部次長（門前）ここはですね、一例という形で統合という形をあげさしていただきました。これについては我々、自治会長さん、連合会会長さん、いろんな方ともこれ意見交換はいたしております。逆に、統合するとどうなのかなという意見もあったり、分けた方がいいという意見もあって、いろいろ意見はございます。そういった中で、これについてはですね、今後、改めてですね、自治会長さん並びに連合会会長さん、いろんな方々といろいろ話をしながら、その方向性についてですね、より議論を深めていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）議論するのも結構ですけども、早急にですねその方向性を出さないとね、もう、例えばもう近々にでもですね、自治会長不在になった時に、会の組織規約上ですね、会長が代行、副会長もですね、会長の仕事をやるのいやだから、副会長も辞任、したら次は役員、役員もそんなことやってられないから辞任。役員総辞職。内閣総辞職じゃないけれども自治会役員総辞職。こうなったときに、一番困るのは、誰なのかと。多分ね、これを自治会総会全所帯に諮ったときにですね、過半数はね、止むなしになりますよ。さっき言ったように、自治会でやってる行事には一部の方しか参加しないんだから。多数の方はですね、しょうがないなと。例えば行政、役場との連絡役はどうなるのということぐらいですよ。問題が提起されるのは。そりゃ役場がやるじゃろ、役場がやるしかじゃろ、いう結論になればですね、そういう手段をとるということもあり得ますよ。本当に真剣に考えないと。だから、解決策は二つあると思うんです。一つは、人的な支援。一番いいのはですね、役場が仕事としてですよ、それぞれの自治会のそういう面倒見るよ、役員の面倒を見ると。会長が出ない場合には、仕事として役場がやると。人的支援。それか、例えば東広島なんかでやってるんですけども、金銭的支援、町内会を大きくくり、もっと大きな、例えば、海田町でいうたら4校区ありますけども、その4校区ぐらいに大きくくりにしてしまっただけでですね、町内会長に対して手当を出す。金銭で解決すると。東広島、もう具体的にやっていますよ。ある金額のものを支払って、その親分みたいな会長の人がですね、また、子分みたいな人に、その一部を負担すると。金銭的

支援、もう、こういったですね、具体的にどうするかということをね、いろいろ考えてですね、出していないと、自治会長さんと検討してます、自治会長さんと検討したってですね、解決する問題ではないですよ。協働のまちづくりについて私も質問したことがある。そうしたときにですね、この自治会を含めて、住民活動団体に対して町の立場というのはですね、そういう方、住民団体を、ね、育成指導してきますと、私は違うんじゃないかと。まちづくりなんかでですね、やるのは対等の立場でですね、まちづくりを担っていくべきじゃないかって言ったけども、指導育成、まさしくこういったですね、自治会の危機的状況の中ではですね、指導力を発揮してくださいよ。どうしたらいいのか、解決策をですね、出してください。どうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）企画部次長。

○企画部次長（門前）これにつきましてはですね、確かに全国的な課題の一つではなかろうかというふうに思っています。町といたしましても、先ほどの繰り返しになりますが、自治会長さんは自治会長さんでいろんなところに研修に行かれております。町は町として、いろんなこの情報を収集しておりますが、改めて今後ですね、こういった支援のあり方がいいのかというのをですね、具体的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）あまりこればかりやっているとまたチンが鳴るんで、次いきますけども、河川等の浚せつについてでございますけれども、普通河川に堆積した土砂は町が浚せつして、砂防ダム等については県が浚せつするということですから、三迫川、唐谷川、西の谷川等についての日常の維持管理、草取りであるとか土砂の浚せつはこれ町がやる、昨日の大江議員の答弁で瀬野川は県がやると、2級河川ですからですね、そういう区分なっているということでよろしい訳ですね。それでよろしいんですね。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はいそのとおりです。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）それでですね、この草刈りなんかについては、過去からですね、そういう形で地元でやったり町が担っていたり、いろいろさまざまなケースがある訳ですけども、少なくともですね、この土砂を一旦撤去してしまえばですね、草木も生えなくなる、相当にですね、その負担軽減にもなる訳ですよ。今後ですね、地元が担うにしろ町がシ

ルバー雇って草を刈るにしろですね、土砂を退けてしまえば数年間はですね、そういうコストはかからなくなる訳ですから、それについてですね、普通河川の浚せつについては地元自治会の意向を確認し、実施方法を検討していく。地元自治会のね、意向を確認しなくてもですね、当然やってくれとなるに決まってるじゃないですか。地元であろうと行政であろうと負担が減ることなんですから。それをやらないからですね、地元自治会、西自治会なんかもですね、あそこの草を刈ってくれだとか、どうだこうだというの、今回も要望であちこち出してますよ。ここだここだ、あっちだこっちだいうて、ね。草を刈ってくれだとか、どうじゃこうじゃいうて。だから計画的にですね、今ここへ質問に出したように、どの程度の土砂が溜まっているのか、それに対してこれを全部撤去するとしたらですね、どれくらいの金額がかかるのか、積算してですね、計画的に3年とか4年とかでですね、やるというお考えはないんですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）河川の土砂撤去につきましては、やはり自然環境の保護と治水のバランスというのが重要になってこようかと思います。自治会長さんのご意向、意見を聞くというのは、自治会によってどの程度の浚せつをご希望されてるかっていうのは、まちまちの可能性がございますので、そういった自治会の意向を確認した上で、浚せつの範囲や実施方法について今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）方向としては、ですから、自治会が了解すれば、そういう普通河川の土砂については、もし希望すればですよ、全部でも撤去しますよと、浚せつしますよということによろしいんですね。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）土砂の撤去につきましては砂防指定区域内の普通河川については護岸管理が県になってまいります。土砂を撤去する場合に、根入れ、護岸の根入れを確保するというのが重要な事項になってまいりますので、砂防河川についてはどの深さまで土砂が撤去できるかっていうのは、県と協議が必要になります。さらに、上流の方にいきますと護岸が唐石積みになっておりますので、それが農地と兼用の護岸の場合、農地の耕作者と協議をして、どこまでその唐石積みが入っているかっていう確認等も必要になってこようかと思います。したがって自治会の要望を受けた上で、河川砂防指定地内については、県やそういった護岸を管理されている所有者と協議を行った上で、どこ

まで撤去できるかっていうことが判断可能になろうかと思ってます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）もちろんそういった手続を経た上でですね、合意できるものは全て対象にしてですね。浚せつするおつもりがあるかないかということを知っている。前提条件がクリアできなきゃ当然できないですよ。そういう前提条件がクリアになれば、全部を対象にですね、やるつもりがあるかどうかと。全部対象にするのかどうなのかということを知っている訳ですよ。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）それらの協議を行ってその計画箇所、本来必要な川の底という高さが決まっています。で、その堆積量が多い箇所については当然優先的に撤去ということにはなろうかと思うんですが、河床よりも堆積土が少なければ、いくらご要望があってもすぐに除去ということにはならないと思いますので、必ずしも要望に対して全部撤去するということにはなりません。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）次の2点目のですね、ころころ転がった石だとか三面工法をする考え等については、地元自治会の意向を確認して対応するということは、地元自治会が3面工法やってくれという希望があればそれも検討すると。ころころ転がっている石をですね、撤去してくれという希望があれば、それも協議に応じると、まあできない理由がある場合は別にして、原則ですね、受け入れるということによろしい訳ですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）地元自治会の方とそういった聞き取り調査をした上で、どうしても県との協議も必要になってまいります、ですから、ご要望全て排除することはせずに、ご要望を一旦承った上で、関係機関等々と協議をして、対応を検討していきたいと考えております。

○4番（下岡）終わります。

○議長（久留島）1番、大高下議員。

○1番（大高下）はい。1番議員、大高下です。今日は1項目について質問いたします。投票率向上の取り組みについて。近年、若者をはじめとする有権者の投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは、緊急の課題です。公職選挙法が変わり、明年の参議院から、選挙権が18歳に引き下げ

られることも見据え、有権者一人一人に着目したさらなる投票機会の創出や利便性の向上が求められています。そこで、質問したいと思います。１、本町は国政、地方、町選挙、いずれも低投票率で推移していますが、投票率アップのため、今までどのような対策をとられましたか。２、選挙権が 18 歳に引き下げられますが、どのような対策をとられますか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）大高下議員の質問につきましては、選挙管理委員会から答弁をしますのでよろしくお願いします。

○議長（久留島）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（臼井）各投票率向上の取り組みについてのご質問でございますが、１点目については、これまで各選挙ごとに街頭啓発やチラシの配布、懸垂幕の掲出、町内放送での投票の呼びかけを行ってまいりました。２点目については、町内にある高等学校に、模擬投票や出前講座の実施等についてお願いをしているところでございます。

○議長（久留島）大高下議員。

○１番（大高下）それでは、再質問させていただきます。昨日、桑原議員の質問に答弁がありましたので、それ以外、何点かをお尋ねしたいと思います。先ほど投票率を引き上げるための、今までの努力を言われましたが、さらなる今から投票率低下が続いている。新たな取り組みがなければこのままになると思うんですが、新たな取り組みとして、期日前投票に力を入れていってはどうかと思います。その中で、福山では商業施設等で期日前投票所を設け、若年層の投票率のアップにつながっております。先日も、電話等で福山の方へお尋ねしたら、20 代、30 代がすごく投票率アップにつながったというふうに変管の方からお答えが返ってまいりました。そういうことも踏まえて、我が町でも何らかの、そういう対策は考えられないですか。

○議長（久留島）選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（脇本）議員ご提案の、期日前投票所の商業施設等の増設ということにつきましては、今のところ考えておりません。

○議長（久留島）大高下議員。

○１番（大高下）それと、次に、今度保育所の再編があります。それで、投票所を見直す必要があると思いますが、どのように取り組んでいけますか。

○議長（久留島）選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（脇本）現在投票所になっております西浜保育所と幸保育所が再編に伴いましてなくなることに伴いまして、投票所をどこにするか、それに伴って投票区をどのように再編するかということで、選挙管理委員会の中で、3月、4月ぐらいから検討を重ねております。途中経過につきましては、一応総務文教委員会の中で、お話しはさせていただきましたけども、今後、来年の参議院選挙までに、新たな投票区の区割りを選挙管理委員会の中で作りましてお示ししたいとそうように考えています。

○議長（久留島）大高下議員。

○1番（大高下）その際にですね、最近年配の方もたくさんおられますし、車で行くことにもしっかりと配慮した投票所の設備の方をお願いしたいと思います。最後なんです、投票率の低下は全国的な課題だと思いますが、有権者の選挙離れは行政と有権者の距離を広げ、民主主義の基本が崩れてしまいます。国レベルでは、選挙権年齢の引き下げなどの取り組みが行われておりますが、町においても、真剣に取り組んでいかななくてはなりません。いけない状況にあると思います。選挙は、国民が政治に参加し主権者としてその意思を政治に反映させることのできる、最も重要かつ基本的な機会ですので、町としても積極的な取り組みを要望いたします。以上です。

○議長（久留島）答弁いりませんね。

○1番（大高下）答弁いりません。

○議長（久留島）終わります。暫時休憩いたします。再開は10時35分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時22分 休憩

午前10時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

（「動議」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

（「打ち合わせをしたいんですけども、休憩をお願いしたいと思います。」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は追って通知いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

8 番、岡田議員。

○8 番（岡田）はい。8 番議員、岡田です。戦争立法についてお伺いいたします。まず初めに、住民の生命と財産を守る自治体の長として戦争にきっぱりと反対する立場に立たれますように、町長に求めます。安全保障は国の専権事項であるということで、前回は町長の考えを述べられませんでした。今年の4月に改訂をされた新ガイドライン日米防衛協力の指針では、地方自治体にかかわって二つの重大な改悪が行われました。1、重要影響自体を地理的に定めることはできないと規定し、地理的に無制限なエリアのできごとのために自治体を動員できる仕組みとなりました。2、新たに日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動が加えられ、この場合でも後方支援、兵站活動として日米政府は中央政府及び地方公共団体が有する機能並びに民間が有する能力を適切に活用するとされ、アメリカが自国の戦闘のために地方自治体を利用できる文言になっています。防衛省は自衛隊募集のために、自治体が個人情報を出さるように働きかけを強めるなどの動きが生まれております。こういう事態になったら町長はどのようにするのか、憲法をどう守るのか、子どもたちの幸せをどう守るのか、住民は注視をしております。この点について町長の考えをお尋ねいたします。付け加えますけれども、今全国で戦争法案反対の動きが高まっています。来年から18歳になったら選挙権を行使できる高校生たちも、自治体の長の発言を注視をしております。2番目に、JR高架事業について、県から回答で住民の中では、JRの高架事業の見直しがされたことに安心したという声と残念という声が、それぞれ言われております。事業費の関係で仕方がない部分もあるでしょうが、山陽本線の船越地区や呉線の踏切など改善されないところもあります。踏切事故や渋滞の原因をどう改善するのか、JRと町や広島市が住民代表も交えて論議を重ねるべきではないでしょうか、町長の考えを尋ねます。介護保険について、4月から介護保険料が値上げされ、要支援者は介護保険の支給から外され、サービスが受けにくくなりました。利用者の2割負担も導入されました。高齢者の預貯金や家族の財政状況を把握して、補足給付、低所得者が施設サービスや短期入所サービスを利用する際の負担を軽減するための制度を改悪をしました。こうした改悪で、当然補足給付を受けることができる人が申請を断念するというケースが生まれております。海田町の実態はどのようなになっていますか。保険あって介護なしという状況にはなっていませんか。町長は

介護保険の実態をどのように把握されておりますでしょうか。また、介護保険が利用できない高齢者がいるという事実をご存じでしょうか、お尋ねをいたします。災害対策について。広島市の土砂災害から1年がたちました。近年、地球温暖化で今までにない降雨量が狭い地域に集中的に起こり、大きな自然災害がどこで起こっても不思議ではない状況です。海田町でも砂防ダムなど、対策を講じておられますが、住宅の新築やリフォームなどのときに町として、災害対策をアドバイスするなどして、大災害が起きても被害を最小限にすることも大切だと思いますが、町としていかがお考えでしょうか。町に海拔表示がありますが、住民に避難場所を徹底するみんなが分かるような看板を立てるような工夫も必要ではないでしょうか。以上、お尋ねをいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）岡田議員の質問に答弁をいたします。日米安全保障についての質問でございますが、防衛に関する質問については、これまでも答弁したとおり、国政の場において十分に議論され、国民に説明されるべき事項であると考えておりますが、住民の生命と財産を守るという地方公共団体の役割は引き続き全力で果たしてまいります。続きまして、JR連続立体交差事業の質問でございますが、今回の見直し案の中で高架にならない箇所が出てくることになりましたが、踏切の安全確保、南北市街地の一体化、交通の円滑化は最重要課題として受けとめておりますので、今後、事業主体である広島県と細部を調整し安全安心なまちづくりを進めてまいりたいと思います。続きまして、介護保険料についての質問でございますが、1点目の介護保険の実態については、介護保険料は5期と6期を比較すると、基準額で2.2パーセントの引き上げ、利用者の2割負担の対象となった方は、8月末の段階で139名、また、利用者負担の限度額認定者数は156名でございます。2点目の実態把握の方法につきましては、8月の1日から開始した制度でございますので、現在、介護支援専門員を通じた聞き取りによる実態把握に努めております。3点目の、議員ご指摘の介護保険が利用できない高齢者についての把握についてですが、介護支援専門会議等を通じた聞き取りや、地域包括支援センター職員の訪問時における聞き取りなど、あらゆる機会を通じて把握に努めております。続きまして災害対策についての質問でございますが、災害における危険箇所を周知するために、ハザードマップを全戸配布をしておりますし、ホームページでも公開するとともに、業者の方へも渡しておりますので、それを参考に対策を講じていきたいと思います。次に、避難場所の看板につきましては、10月末までに設置を終える予定でございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）それでは再質問をさせていただきます。まず、1点目の戦争法のことなんですけれども、この4月の27日、28日ですかね、18年ぶりか、ガイドラインが改正になって、今までもそうだったんですけれども、今度自治体の協力いうんか、それがさらにある程度ある面強化されたというふうなことで、国がいろんなことを自治体に言ってきたら、それに拒否をすることはできないというふうなことになるような感じなんですけど、その辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）ガイドラインを読みますと、地方公共団体の機関が有する権限、能力を適切に活用するという記述がされておりますので、基本的には平和維持とかそういうものに国からの要請があった場合には、原則的には協力する義務があろうかと思いますが、あくまでも適切に活用するという範囲内のことだと、そういうふうに理解しております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）これ、今の戦争国家安全保障法制ですよ。これと一体になっとるんで、今まではそうだったんですよ。そういうふうな答弁もあった、そういうふうな解釈もできるかもしれませんが、今回は今度は変わってくる訳なんですよ。今までは協力いうんか、要請というんか、そういうふうな感じで受け取られたかもしれませんが、今度はそうではなくて、さらにもう少し厳しい、厳格いうんかそういうふうなものが求められてきて、これは拒否することができなくなってくる訳なんですよ。この法案いうのは、そういうふうな法案なんですよ。だから、このガイドラインに沿って、今の安保法制も出てくる訳です。出てきとる訳ですから、そういうふうに的確にいうふうな、どういうんですかね、大丈夫だろうと、無理は言ってこないだろうというふうな問題ではないと思うんですよ。だから、そのところで、町民の生命財産いうかそういうふうなものをどういうふうに守っていくかということなんです。だからここには海田には13旅団もありますからね。だから、やはり多くの方が自衛隊関係者が居住されておりますから、そういうふうな人たちの、やはり、守っていかないけんというのが、自治体の長の責務だと思うんですけれども、その辺をどういうふうに考えておられるかといったことをお伺いいたします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本） これまでの国会の答弁等を見ましても、平和と安全に重大な影響力を持ってる事態に際しては、一般的な協力義務としては協力するのが地方公共団体の責務だというような答弁もございます。今回の先ほど申しましたけども、ガイドラインを見ると、適切に活用するというふうな規定がなされておりますので、あくまでもその範囲内で協力があれば、当然その協力はどのようなものなのか、今全く分かりませんが、その範囲内で行われるものというふうに考えております。

○議長（久留島） 岡田議員。

○8番（岡田） 協力をするということは、例えば自治体の職員の皆さんが協力してくれというふうなことになるのなら、今の業務ですよ、そういうふうなものよりも優先的にやらないけんる訳なんですよ。そうしたら、今の業務ができなくなると、ひいては住民サービスが低下するということなんですよ、協力というのは。そういうふうな意味の協力、ここで言う協力なんですよ。ただ、ちょっと、なんか、極端に言うたら、ボランティア的に協力しましょうかというのとは、全然違うてくる訳なんですよ。だから、そのところを、やはりこの法案いうのは、やっぱり町長は、そういうふうなところをどういうふうにして、町民の人を守っていくんかと、ひいては今の予算のことについてもそうなんですけどもね、多分これが通ったら、今のものすごくお金が、そういう面でお金ということになったら、福祉の面がどんどん削られてくると。そういうふうになったら、福祉施策いうんかそういうふうなものがずっと下がってくるというふうな、どうしてもそういうなこと、ところに行き着く訳なんですよ。それに対して、やっぱり町民の生命財産、それと暮らしを守っていくという、一番大きな立場で、町長、どのように考えておられるのかということなんです。

○議長（久留島） 町長。

○町長（山岡） 先ほども申し上げましたように、国政の場において十分議論され町民に説明されるべき事項であると考えておりますが、住民の生命財産を守るという地方団体の役割を引き続き全力で果たしていきたいと思います。

○議長（久留島） 岡田議員。

○8番（岡田） 例えば、これ、よく例に出されるんですけども、海田町には港湾とかいうふうなのが、大きな港とかいうのがないから、例えば、船が入ってきて自衛隊の艦船を優先的に使って、そこで経済効果が少なくなるというふうなことはないかもしれませんが、救急車とかあるいは町道をどんどん使うというふうなことは、使わしてくれとい

うふうなことが出てくる訳なんですよ。そうしたら、それを拒否することはできなくなってくるんですよ。そうした時に、いろんなところで住民生活に支障が出てくるといことなんですよ、この法案はね。実際この自治体の影響、自治体が出てくる影響というのは。だからそのときに、どういうふうにして、町民の生活を守っていくか暮らしを守っていくかということなんです。だからそれをただ国で適切にやってくれるだろうというふうなことだったら、それは気がついたらどうにもならんことになっとなったというふうなところですから、今、多くの人たちが反対をしよる訳なんですよ。毎週、毎週、毎日、毎日国会のまわりとかね、そういうふうなことだから、やはり町長の姿勢というか、で、若い高校生とか大学生がどんどん、廃案をするというようなのでデモに参加をして、廃案の意思表示をしとるというふうなところで、町長はどういうふうにお考えですか、ということなんです。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）何度も繰り返しになりますが、先ほど答弁したことに変わりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）町長は、これは海田町、自治体にそんなに影響はないというふうにお考えなんでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）国政の場でいろいろ審議をされていろんなことを収集しましたのちにですね、我々の判断で対応したいと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）私は、そういうふうな、一回決まってしまうたら、判断とか何とかいうても遅い訳なんですよ。だから、今全国的にも皆さん方が、反対の声を上げとる訳なんです。やはりそういうふうな自治体の長でも反対の声を上げとる方はおられますからね。やっぱりそういうふうなところの立場に立ってね、やはりこの問題が戦後 70 年ね、今まで日本がとってきた平和政策いうんか、そういうふうなものが、ころっと変わる訳なんですよ。自衛隊がどんどん海外へ出て行くと、憲法 9 条があるのに出て行くと、で、今の安保条約がある訳なんです。安保条約は今の地理的制限というのはある訳なんですけれども、でもこの今度の法案が通ったら、地理的制限がなくなってそれこそ自衛隊がそれこそペルシャ湾の方にも、どんどん行くような格好になってくると、そうしたら、この辺だったら呉の海上自衛隊、そして海田の陸上自衛隊、そういうふうなところが、

この参加というんか、それ、できるような仕組みになつとる訳なんです。それで、そうしたら、今の海田の町民、やっぱ自衛隊の人も町民ですからね、そりゃ家族もおつての訳ですから、そういうふうな人たちをどういうふうにして守っていくんかと。国が決めたことじゃけ、それは仕方がないよ頑張ってこいや、というふうな格好には絶対ならんと思うんですよ。だからそのところを町長はやはりこういうふうな問題、立ち迫った危険いうんかね、そういうふうなのが別にある訳じゃない訳なんですよね。このことは、政府の答弁でもある訳なんですよ。中国がどうのこうの言うても、そんなに今たちまちどうこう言うことはないというふうなことなんで、やはりこの将来を見据えた、こういうふうな法案なんですよね。だから、今、海田の高校生、若い人たちが特にそういうふうな格好になってくる訳なんですよね。だからそういうふうなのをどうなんかということと、例えば、高校生とか、そういうふうな人の名簿を閲覧さしてくれというふうなのを言ってきたときに、じゃどうするんですか。それは出す訳なんですか。その辺ところをお願いいたします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）前の議会でもご説明しましたとおり、名簿の提供は現在行っておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）現在はそうなんですけども、これが通ったらできるようになる訳なんですよね。拒否をすることができなくなる訳なんですよね。そういうふうな認識いうのがありなんかどうかというのをまずお伺いします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）法定受託事務におきまして、自衛隊法の施行令の中に、資料の提供を求めることができるというふうに記載がしてあります。それを根拠に名簿の提供を地方協力本部の方がしてきているというのが実情であろうと思います。その施行令が、何らかの改正をされて名簿の提供ができるとか、そういうような明確な規定があれば、今後、それは法令に則った事務になりますので、しなければならないと思いますけども、現在は資料の提供が求めることができるというふうな、少しちょっとあいまいな規定になっておりますので、本町の方は、名簿の提供はしていないと、そういうことでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）名簿の提供はしてないと、拒否を、今までならできる訳なんですけど、今

度はそういうふうなことにはなかなかならない訳なんです。協力を言ってきたときに、できないことは協力をしないということですからね、協力をしないいうふうなことは今度はなくなってくる訳なんですよね。だから、そういう名簿の提出も必要になると。当然そうなる訳なんですよね。そうなら、いろいろなことがあって災害とかなんかあったときに、救急車を使うであるとか、消防車を優先的に使うであるとか、そういうふうなことが全て法的にはできるようになる訳なんです。だからそのときに、やはり自治体としてね、やはり今の段階で、やはりそういうふうな法案には反対というふうな声を上げないと、ずるずるずるずるいって気がついたときには、もう国の言うとおり、というふうな格好になってくると思うんですけれども、だからこの今はできないけれども、今度この法律が施行されると、今の法律ですよ、それが施行されたらできるようになってくる。それを今度は自治体として拒否をすると、協力をしないというふうなことができなくなった訳なんですよね。そのときにどういうふうにするのか、それでも拒否をするのか、そうなら多分提供するようになってくると思うんですよ。そうしたら、やはり、その名簿によって、若い人たちはもしかしたら、将来、そういうふうな訓練を受けて戦闘地域に行くとかいうふうなことが、実際に起こってくる訳なんです。だから、そこのところで歯止めがないからですからね、どんどんどんどん歯止めがなくなってくると、9条があっても歯止めがなくなってしまうような状況ですからね。だからどういうふうに今のうちに高い歯止めをしなくてはいけないから、ここは町長という行政の長として、こういうふうな法案に対してですね、やはりこれでは、住民の生命や財産を、暮らしを守ることはできないというふうなことを意思表示をしてもらいたいんです。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）何度答弁さしていただいても一緒でございます。はじめの答弁のとおりでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）まあ、なかなか、この反対というかそうしてもらえないんですけど、はいじゃ、次へ移りたいと思います。JR高架事業のことなんですけど、以前ものすごく署名を集められて、四万二千か三千か、ちょっと数字を覚えてないんですけど、集められたんですけども、そのときに皆さんの協力してもらって集めたんですけども、そのときに、海田以外の安芸区の方もものすごくご協力してもらったんですけども、それで、や

っぱり安芸区の方、特に船越の方、そうなんですけれども、あれだけ協力したのに、船越はなかなか住民の皆さん方の思うようにならないと、このことについて、町長はどういうふうに思われているんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）安芸区部分については、広島市が判断される立場にあると思っておりますので、海田町としてコメントする立場にないと思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）当然そう言われると思うんですけども、でもやっぱり署名に協力してもらった人たちいうんですかね、かなりの部分が安芸区の人たちも協力してもらったんですね。その人たちに対しても何らかの、何らか、返えさにゃいけんと思うんです、海田が。いろいろあるんじゃけども海田ができてよかったと、向こうは跨線橋とアンダーパスで我慢してくれいうんか、どういう言い方になるんか、それで精いっぱい頑張ったというふうなことはならんと思うんですよね。やはり、何かこう一緒になって、一緒になって運動した訳ですからね。それで、自分のところからできたからそれでよしというふうなのではちょっとやっぱり、一緒に署名運動した人に対しても、失礼なような気がするんですけど、その辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）繰り返しになりますけども、広島市において適切に判断されるべき事項であると考えておりますので、海田町の執行部としてコメントする立場ではないと思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）コメントする立場にない、公にはそういうふうになるかもしれませんが、やはり、色々な、安芸区の自治会員さんでありますとか商工会の会員さん役員さんの人達、一緒になって、やはりこの署名運動なんかもね、やった訳ですから、やっぱりこれは、それは安芸区で行政区が違いますから、それは仕方ないんでしょうけど、安芸区で、それは広島市よ、安芸区のことよ、わしら関係ないよ、わしらのところはそこそこできたから、いうふうな感じではやっぱり、ちょっと隣の町いうんですかね、今からもやっぱり同じようないろんなことで連携をしていかにゃあ行政的にも連携してていかにゃいけんと思うんですよ。だから、やはり、もしかしたら何かでしこりが残るいうんか、そういうふうなことになるんじゃないか、というふうな懸念をするんですよね。だから、

やはり何らかのことというんか、海田町としてもやっぱりやらないけんのじゃないか、ただ、一緒に署名集めてもらって、それでやはり海田町はそれなりの見直しとかいうふうなことに繋がったんですけども、なかなか安芸区の方はうまい具合にいかんというふうなことで、それでそれは行政区が違うけえ仕方がないよと、それは向こうで話し合ってくれやというふうなんじゃ、ちょっと、なんか冷たいいうんかそういう気がするんですけども、その辺のところもう一度お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）３度目の繰り返しになりますが、広島市において判断される事項だと思っておりますので海田町としてコメントする立場にないと、この考え方は変わりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○８番（岡田）介護保険のことなんですけれども、制度が４月から上がったんですけども、８月から実質的にいろいろなことが動き出しておるということで、利用者の２割負担が１３９人と、結構な人数のような気がするんですが、そのパーセントというのは分かりませんか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）これ８月末の状況でございますが、本町の場合は１２．０パーセントでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○８番（岡田）これ、例えば今年度末までに大体このこういうふうな数字で大体ずっと横ばいになっていく、あるいはだんだん増えていくんでしょうか、その辺のところをお願いいたします。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）８月から始まった制度ではございますが、７月末に発送したものが数的には主でございます、その率が１１．９５、でそれ以降のものを含めて現在が１２ということですので、平均すればおそらく１２パーセント代で推移をするのではないかとこのように考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○８番（岡田）それで、８月末までなんですけれども、８月から始まった制度なんですけど、いわゆる預貯金の、どういうんですかね、預貯金の照会いうんか、あなたはこれくらいの資産がありますからなかなか今度制度を受けにくくなりますとかいうふうな相談と

いうのはあったでしょうか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）直接長寿保険課の方に電話なり窓口なり、全て含めてですね、現在８件ほどご相談をいただいております。

○議長（久留島）岡田議員。

○８番（岡田）相談があったのが８件、それは補足給付の関係で、そういうふうなのが受けられなくなったというふうな感じの方でしょうか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）この相談の主なものは、いわゆる新しい制度でございますので、申請書類とかそういったもののお問い合わせが主で、苦情というようなものはほとんどございませんでした。

○議長（久留島）岡田議員。

○８番（岡田）それでは次の災害対策についてなんですけども、海田町でもどこでもそうなんですけれども、いわゆる特に海田町、新しい、新築をする場合、今特に瀬野川近辺にとかなると思うんですけれども、かなり川よりも低いところに、今新しい家が建つというふうなところがある訳なんですけども、そういうふうなところに対して、浸水対策ですかね、そういうふうなことで住宅業者いうんですかメーカーいうんですか、そういうふうなものになるかと思うんですけども、ある程度嵩上げをしてくださいますとかいうふうな指導いうか、そういうふうなことができないのでしょうか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）これに関しましては、住宅メーカーさんの方もですね、海田町の方に、そういった洪水のハザードマップでありますとか、土砂災害のハザードマップ、そういったものを随分取りに来ていらっしゃるんで、そういったものは業者の方で考慮されて対応されているものと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○８番（岡田）取りに来て業者の方、そりゃ、業者の人が家を購入する人に渡すだけだと思うんですけど、そうではなくて、水害とか災害ですね、そういうふうなものを防ぐ意味から、やはりある程度、特に嵩上げが必要な地域のが何ほかあると思うんですね、そういうふうなところで嵩上げをしてからでないと建築許可を出しませんよとか、防災のことですね、そういうふうなことをするべきじゃないかと。できなくても、そういうふ

うな方向でいった方がいいんじゃないかと思うんですけど、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）住宅の建設時にということでございますが、建築基準法上にそのような災害対策に対する構造を持たなければならないという規定は、崖地、崖のあるところについては、それに適した構造を有するという建築基準法上の規定がございますが、今おっしゃるような嵩上げ等についての規定はございませんので、それを考慮されてないからといって不許可という行為はできないと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）今の結構、災害、津波もそうなんですけれども、多いと、ものすごく、いつどこで、どういうん、短期間に起きてもおかしくないような状況で、海田町でもこの前ぐらいから、あの、冠水が何箇所かあると。あれも、そんなに、このものすごく雨がずっと降り続いたというふうな状況じゃないと思うんですよね。それでも、結構浸かるとかいうふうなことがあって、もし何か、それこそね、これで降り続くというふうなことがあったら、それはちょっと心配いうんか、そういうふうな面が出てくると思うんですね。そういうふうなのでいろいろ浸水とかなんかあると、そういうふうのを未然に、やっぱり防ぐいうんですかね、減災いうんですかねか、そういうふうな施策いうんか、そういうふうなものが必要じゃないかと思うんですよね。だから建築基準法にないから、業者任せいうんか、そういうふうなのじゃなくて、やはりしっかりとしたいいうんか、そういうふうな大丈夫ですよというふうな住宅いうんかそういうふうな政策いうんか、そういうふうなものがあるんじゃないかと思うんですよ。ご存じのように何箇所か低いところというか、いうふうなのがあると、ご存知だと思うんですけどね。そういうふうなところで、やっぱり山の斜面もちろんそうですけど、川の近くとか、やっぱりそういうふうなところ、ある程度そういうふうな住宅メーカーさんにね、ここはこれだけ、まあ嵩上げそのものもそんなにものすごく、こう建つ前だったら、そうものすごく費用がかかるというふうなもんでもないと思うんですけど、はい、そういうふうなこと、ある地域はそういうふうなことをして許可を出すというふうな、格好にせんと、なかなか、もう何年経ったから、今たちまち後じゃないでしょうけども、やっぱりそういうふうな災害いうかそういうふうなのが、どんどん今増えていきよるいうか、雨量もものすごく増えてきよるような状況で、そういう必要じゃないかと思うんですけどね。法的にや

ろうと思ったら、町でね、やろうと思ったらできるのか、それとも、いや町の条例を変えてもそりゃ無理よと言われるのか、ちょっとそちら明確にどのようなになっておるんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）建築基準法を超えた条例の制定ということはできないと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）できないということだったら仕方ないかもしれませんが、何らかの手立ていうんですかね、そういうふうなものをしてやっぱ、この、実際にやっぱこの今の低いところいうんか、ある訳ですから新しい新築を建てる場所、そんなに範囲は広くはないと思うんですけどもね。そういうふうな場所は、安全な住居いうんか、そういうふうなことをやはり、いろんな手だて、知恵を出してもらって、そういうふうな手立ていうふうなものができると思うんですね。だからそういうふうなものをやりながら、まちづくりいうんかそういうふうなことをお願いいうか、お願いなんですけどもね。そういうふうなことに、嵩上げはできないかもしれませんが、ほかの方法でこの安全な住いいうんかそういうふうな、提供いうたらあれなんでしょうけどもね、安全なことを考えられるおつもりはあるかというのを最後お伺いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現段階では、法令を超えた行政指導というのはできないと考えております。

○8番（岡田）終わります。

○議長（久留島）6番、宗像議員。

○6番（宗像）はい。6番、宗像です。まず、都市計画について質問します。海田町の都市計画道路の既決定している路線のうち一部の路線について、全線廃止または一部廃止について2、3年前に執行部から説明がありました。そのときの説明では、議員説明の後すぐにでも手続に入り、都市計画の変更を行うような説明がありましたが、これから相当の時間を過ぎてますが、どのような進展をされているのでしょうか。また海田町はJR、瀬野川、国道2号によって町内が分断されています。JRにつきましては、高架事業を進めることによって解消します。この問題についても、当初の目的には達していませんが、見込みが立ってきたと思っております。しかし、瀬野川による分断につい

ては、ここ何十年変更がありません。今後どのようにそれを考えていかれるでしょうか。次に、住居表示の表示についてですが、町内を歩いてみると各所において、ここどこの街区になるのか、不明な場所が多いと思います。せっかく住居表示を実施していても、あまり意味がなされていないような気がいたします。他市町においては、電柱等を利用して明示しているところが随分ございます。海田町でも行ってみたいとはいかがでしょうか。最後に、民生行政の手引きについてですが、民生行政の手引き、私は手引きという言い方をしていますけども、前に一度提案をし、他の議員も似たようなことを何度も提案されてると思います。その時前向きな回答をいただいたままになっていますが、その後どうなっているのでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宗像議員の質問に答弁をいたします。まず、都市計画についての質問でございますが、平成24年度に都市計画変更に向けて関係機関と協議を行ってききましたが、広島市東部地区連続立体交差事業の見直しの影響で、協議を中断しております。今後は、連立関係街路の詳細設計や交通量調査などの進捗状況を踏まえ、町の市計画道路網の検討をしてまいりたいと考えております。瀬野川による町内の分断の検討についても、都市計画道路網の検討の中で実施をしてまいりたいと考えております。次に、住居表示についての質問でございますが、本町においては建物等を利用して、各街区に街区表示板を設置しておりますが、今後、電柱等に貼り付けた方がより見えやすい場合には、電柱等への貼り付けも検討してまいりたいと思います。続きまして、民生行政の手引きについてでございますが、今年度内の完成を目指して、福祉保健部において町民の方に分かりやすく福祉制度を紹介する小冊子の作成に着手したところでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）まず、都市計画の問題なんですけども、議員説明を行ったが、後全く手が進んでないというふうなで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長

○都市整備課長（龍岩）はい、そのとおりでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）高架問題が絡んだという、町長答弁にご説明がございましたけれども、あのときにもやっぱりそういう問題で、どたばた私はしてというふうに理解しておるんですが、じゃなぜあのときに出されたのか、もっと後でもよかったんじゃないかと思うん

ですが、その点はどうなのでしょう。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）あの時点では、まだこんな一昨年の８月のような、完全に連立がなくなる、もしくは大きく変わるという状況ではございませんでした。まだ連立でどのように今から着手するかという議論がある中で、県側においても当初は連立を前提にした、そういった都市計画の変更ということに応じてもらってたんですが、いわゆる実施設計を見送るという段階から、県側においては、見直し後でなければ、そういった都市計画の協議に応じれないというふうに態度が変わりましたので、それで議員の方々にご説明した後で、全て滞ったということでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○６番（宗像）あんまり奥へ突っ込んでも、これ答えが返ってきそうにないんですが、全く計画というか、町で考えたここだけ廃止すりゃええや、という程度でしかなかったのか、ある程度それは業務発注かけて、交差点やなんかの関係でどうしてもあるだろう思うんで、その辺まで業務を考えて話を出したか、単なる、言葉、言い方が悪いんですけども、単純なる町として、ここはもうこういう道路が絡んできたから必要ないじゃないか、これからもう難しいし、将来考えても、金をかけてまでやる必要があるんかい問題、そういうものも含めて、ただそういう中だけで出してきた問題なんのでしょうか。どっちなんのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）県との事前協議を得た上で、業務発注をして出した、さらに皆様方のご意見や都市計画審議会のご意見も含めて定めてまいった方針でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○６番（宗像）都計審までかけられた案件ですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）そのとおりでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○６番（宗像）ということは連立の方が落ちついたら、だんだんと話を進めてまいるといふふうになるということなんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）連立を進めてまいりますと当然に連立関連の街路の見直しということも

出てますし、そのあれで、今おっしゃいました 24 年に見直し方針を出しておりますが、その方針をまた 1 から変えなければいけない街路も出てくる、そのままでいい街路も出てくるというふうに考えております。まず、順番的には連立関連街路がどのようなになるかというのを見極めた上で、あの段階で話題になっておりました見直し街路、もう一度、見直し案のままでいいのか、再見直しをしなければいけないのかということを検討して参りたいと思っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6 番（宗像）ということはこの前に説明を受けました新開蟹原、森島西谷線、それから駅前線ですか、この 3 本がメインだったような気がしますけど、これ以外に連立関連となると上市石原線、それから大正矢野が、今後どこまで引っ張れるか、もっと大きな問題となると山手線も絡んでくるんじゃないかと思うんですが、その辺も含めて、今度は今まで以上にもっと大きな、平成 11 年やったと思うんですが、海田町が戦後、当初の都市計画、最初にやった都市計画以上の、一番大きな都市計画決定を行ったと思いますけれども、それに匹敵はしないけれどもそういう都市計画を今から検討してこなきゃならんというふうに理解してもよろしいでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現在、海田町として都市計画決定しておりますものは、連立関連の街路の議論を抜きにして、全てが、できないような形になります。そういうことで、議員がおっしゃいますような、大幅な見直しになるものというふうに考えます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6 番（宗像）はい、それから、これに絡んでですけれども、海田町が J R、瀬野川、国道 2 号、今は新たに国道 2 号バイパス、県道矢野海田線で海田町は完全に分断されてる状況がございます。これは皆さんもご理解されてると思うんですが、当然連立の距離が短くなった分は多少は解消されるにしても、町長がおっしゃられるように、南北市街地の一体化ができる、一部分ではできますが、全体的には思うようにはならなかった部分はありますけれども、それはそれで仕方ないにしても、瀬野川で分断された町については、これは直しようがない。今、瀬野川が分断されてるのを、それを自由に往来ができる場所というのは、明神橋、日下橋、ちょっと狭いけれども国信橋この 3 本しかない。もうちょっとこの間に、もう一本、僕は必要ではないかと思えます。そのために、前の都市計画道路の変更の案が出たときに、森島西谷線の部分について、橋の部分につ

いては、町の案では廃止というのも、確か、議員の方の発案もあって、これ残す方向で行こうということになったんですが、それについて前向きに検討して、これは特に森畠西谷線の架橋保護については県道矢野海田の終点でもあるし、もっと効果が上がってくるんじゃないかと思うんですが、それについていかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）あのときの議論というのは十分に認識しておりますし、今おっしゃいましたように、瀬野川の流れという形になってまいります。ただ今クローズアップしております大正矢野における仮線の後をどのようにするかというところもございます。それから、あの段階でも、施工主体をどうすべきか、という議論があったように思っております。そういったところを踏まえて、議員おっしゃるように、あのとき一番議論になって、当初執行部が提案した内容を変えて残したという経緯もございますので、あその架橋問題については、今後の検討課題であると、これは十分に認識しております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）当然さっきの見直しの中で、山の手線の中店小学校線の延伸の部分、その橋が架橋ができるんかどうかの問題が、今からついて回る。当然そうやってきたときに大正矢野と架橋の部分というのはものすごい重要性を占めてくる。そういう意味で架橋自体を当然山の手線の幅員までは言わないにしても、当然確保してこないといけないんじゃないかと思うので、それは執行部にぜひとも頑張ってやっていただきたい。で、もう1点、さっき言いました、県道矢野海田線の終点部分架橋の問題、これは一つの方法として、国信橋が、県道東海田広島線ですかね、あの起点になっておると思います。で、町道の認定と違って、町道の認定の場合でしたら起点というのでしたら、地番で起点を示すはずになっているんで、起点が変われば当然議会認定が必要になってくると思います。ただ県道の場合は多分、国道2号からどこどこ、次の路線の名前でいってるんで、起点の位置が変わっても、これ議会認定がいらないというふうに僕は認識しております。前に駅前停車場線、起点変更をやったときも、海田市駅から国道2号までという、確か、起点終点がなしで、告示だけで変えられたように記憶してるんで、これから畝橋の架橋について、町がやるのではなくて、その辺を県道の位置にしてやる方法もあるんじゃないかと思うんです。これは財政の、要するに、町は負担金だけで済むと思いますので、その辺も踏まえて、積極的に県の方に働きかけを行う必要があると思いますが、その辺についていかがお考えでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現時点、県との交渉の一番は、まだ連立が一番の交渉です。で、おっしゃいました山の手線の架橋をどうするかというのも、これまたどこがやるか、特に連立絡みでいきますと、大正矢野をどうするかというところを少し綱引きを今やっております。そういったような部分で、もう一つ残るのが今おっしゃられた方式だと思いましたが、県議会の部分も、道路認定という部分以外に、予算というところでどういうふうな形が出てくるかというのがありますので、おっしゃいましたように全てが県の執行部において決めれるのであれば、県の執行部とだけやりとりすればよろしいですが、今おっしゃった道路認定の前に、予算をどうするかという方が多分大きな議論になると思っております。そういうようなところを含めたときに、海田町としては、今さっき言いました検討材料になってる3本の橋がある中で、全て海田町がやるのはとても無理だと思いますから、どれか当然県にという話になると思いますが、それは、今からの、まず大正矢野がどうなるかというところが出たところで、山の手がどうなるか、さらには、畝の新橋がどうなるかと、そういうようなところの協議になると思います。議員がおっしゃる手法というのは本当にひとつのやり方だと思っておりますが、それは議会認定がいるかいないかというのではないというところに話がいくのかなと思っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）ただ私はそれをしなさいと言っているのではなくて、そういう努力も必要ではないか、そういうふうなことを目標を持ってやれば、町の予算をそんなにたくさんかけずにできる方法があるという意味で。それから山の手線については、当然山の手線自体が次の段階で都市計画が残るかどうかの問題があるんじゃないかと思うんですよ。安芸区の区画整理が頓挫してるんで、あれが区画整理の中で道路出してくる予定が多分それが頓挫しておるんで、実際にそれが区画整理が残るかどうかも問題があるんで、最大限、大正矢野線の架橋については努力していただきたいと。次に、住居表示の問題ですけれども、確かに提供時、各家のコーナー、コーナー、街区のコーナー、コーナーに努力されて付けられてるのは知っております。ただ、密集地でしたらまだ、それぞれのところが分かりやすいんですよ。申し訳ないんですが我々が住んでいる旧奥海田においては、どうしてもその角に家がないし、そういうところについてないところがある。そういう意味で、電柱というのは必ずどこどこにもついてるんで、電柱を使ってやれば、ある程度はここはどこの街区だなというのが分かるような気がするんですが、そういう

意味で申し上げたんで、それやら、また、建てなおされ、門扉を作り直されて、なくなっておるところもあると思うんで、その辺でもう少し、再度その辺を見直しされたいかがでしようかという意味で申し上げたんですが、どうでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）街区表示板についてでございますが、現在の海田町の住居表示実施基準に基づいて街区の四隅に建物を利用して設置することと規定しておりますので、一応それに基づいて設置しているところでございますが、ご指摘のとおり、電柱等に貼った場合、より見易いやすい場合についてはですね、そちらについても検討してまいります。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）少しちょっと話がはずれますが、これについて、住居表示のことで、これ、お願いになるんか、検討しておいていただきたいというのがあるんですが、各戸につける番号、これについても当初、もう既に住居表示が始まって30年近く経つんですかね、家を建て直されたりして付けてない方もいっぱいおられる。そういう意味で各家に付けていただいたら、また見やすいんじゃないかと思うんで、その辺のPR活動をやっていたければと思います、どうでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）各戸につける住居表示番号についてでございますが、既存建物においても、表示板の紛失や表示板の劣化等した場合がございまして、そちらについては住民課窓口で無料交付しておりますし、その旨、ホームページの方で周知しているところでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）周知しているのは知っているんですけども、それをもっと積極的にPRされてくださいということで言っております。最後に民生行政の手引きでございます。これは、佐中議員の方から何度か3度ぐらい確か要望があり、僕も数年ぐらい前に一度、民生行政、佐中議員の申し上げたのは、ちょっと対住民の方なんです、僕はどちらかっていうと内部的でありながら外部的なものをやったらどうですかという意味で申し上げたんですけども、要は、だれが見ても、民生の事務が分かる、で対外的に、その部分だけコピーをとって渡せば、相手もよく分かる。そういうものを、ちょっと、この前民生部長の方から話がありまして、しおりについては進めておるとおっしゃられたんですけども、もう少しちょっとレベルアップされてはいかがでしようか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）現在、福祉のしおりで、対住民の方向けのたたき台がようやくできた、できつつあるところでございます。もう少しレベルアップという、マニュアル的なものにつきましては、現時点では各課にマニュアルがありますので、各課の中で、窓口事務が円滑に進むようなものも作っているというところでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）僕ね、記憶がちょっとはつきりしてないんですが、うち、僕持ったような気がするんですが、昭和62年だったと思うんですが、海田町にワープロが入ったとき、初めてワープロが入ったときオアシスのばかでかい機械じゃった思うんですが、8インチのフロッピーディスク、あのときに、これ職員発なんで、多分、40ページぐらいのページ、B5サイズか、ちょっと小さかったけえA5サイズだと思うんですが、A4で折って印刷したのを作ったのを、僕は自分で担当のところを作ったんですけども、そんなに大したことではないんですよ。1ページに両開きの中に3項目ぐらい入っているんですよ。全部で72項目ぐらいの福祉の行政の制度が書いてある、で、頭にちょっと3行か4行で福祉の行政の制度が書いてある。その下に何が書いてあるかというたら対象者で、対象者の下に何があるかいうたら、申請書類に必要書類、たったこれだけなんです。その程度ぐらいだったら今の福祉のしおりにちょっと足せば、できるんじゃないですか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）今、議員さんおっしゃってくださった内容につきましては、今、しおりにつけ加えることはできるんですが、対住民向けというところの文言の表現が、住民の方に分かり易くという形の説明をつけておりますので、その辺の表現の仕方とか表記の仕方というところに、まだなお検討の余地があるというふうに思っております。で、今日、議員さんが言ってくくださった内容につきましても、また、持ち帰って検討させていただいて、よりよい手引きという作成に向けてやっていきたいというふうに思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）確かにね、この冊子、僕、制度がなくなりながらもなんかのときちょっと見るのにすごく便利がいいという、職員としてね。で、せっかく作られておるんなら、民生部の中で、一つの、トータルにして冊子にするのも一つの手じゃないんかなって。

誰しも見れる、誰しもが対応できる、そういう体質をとっていくべきが、やっぱり役場としてやるべき仕事じゃないのかな。これ、こんな話をまずしたのが、最初したのが、前に福祉に行ったときに、ただ書類を渡すだけなのに、書類これ渡すけえな、頼むなって言ったのに、わざわざ奥へ行って担当者を引っ張り出して、書類を渡すだけの行為でさえそういうことが起っておる。下岡議員の話にちょっとつながるかも分かりませんが、やっぱり地元の人間がそういうこともないんでしょうけどもね、顔を見りゃああれこれ絶対言われるけえの、はよう言って話だけしとこう、そういうところがぴしぴしっになっている。そういう意味では、みんなが情報を共有できる体制をとって、誰でもそういうのは対応できるんじゃないかいう意味で、僕は、佐中議員よりちょっと一歩進んだところで、作られてはどうですかというふうに、だからせつかく作ってってるんだから、これ手作りで作っておられるんですか、それとも業者に発注した状況で作られるんですか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）冊子の作成につきましては、業者に委託することなく福祉保健部で自前で作成を考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）ならば、データーを入れ替えてちょっと付け加えるだけで、全体の冊子にするのは可能だと思うんで、まあ是非ともね、そういうふうなことを考えていただいて、住民に対してのサービスを向上させていただければなと思っております。以上で終わります。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前11時41分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。

12番、西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。2項目数点について質問いたします。まず最初に、健康寿命対策についてでございます。国は2014年に経済財政運営と改革の基本方針を示しました。その中の第2章経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題内に、5、

健康寿命を社会の活力に、とあります。また、今回、国の創生総合戦略の海田町の海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略政策分野におきまして、健康で安全・安心ないきいきとした暮らしを守る基本目標として、健康寿命の延伸を掲げられ、目標値を平成 31 年度までの達成を示されております。この度、福祉厚生委員会として、健康寿命延伸都市宣言をされている、松本市を今回県外調査させていただきました。そこで質問いたします。1、わがまち海田町も「健康寿命延伸都市宣言」をされるお考えはありませんでしょうか。次に、ヘルスケアポイント制度の実施を、でございます。今年 5 月成立の医療保険制度改革関連法で、保険者の努力義務として健康づくりに関する被保険者の自助努力を支援するよう規定されました。で、本年度中には、厚生省が指針を示す予定でございます。結果、保険者がポイント制度を実施しやすくなりました。健康づくりの取り組みに得点を与えるヘルスケアポイントを実施するお考えはありませんでしょうか。次に、保健事業の拡充でございます。問 1 でございますが、平成 26 年 9 月議会におきまして、胃がんリスク検診を一般質問いたしました。胃がん罹患率は、男性で 1 位、女性では乳がんが続く 2 位となっております。企業・医師会と連携し、胃がんリスク検診を導入するお考えは考えはありませんでしょうか。問 2 でございます。子ども生活習慣改善事業への町の取り組みについて、質問いたします。松本市におきまして、子供の時期からの望ましい生活習慣の獲得を目的として、保育園、小中学校で血液検査や運動量調査、食事運動、生活習慣アンケート調査、学校での食事運動出前講座などを含むモデル事業が実施されておりました。その結果、血液検査では、空腹時血糖高値、高い数値が出た人が小・中学校とも約 2 割、平均血糖値を反映するヘモグロビン A 1 c が中学生の 1 割から 2 割で高い状況にありました。さらに、尿酸高値者では肥満、高血糖糖質異常などを合併する生徒が多く、将来の生活習慣病発症リスクが高くなることが予想されることから、松本市におきましては、従来の血液検査に追加し、中学 2 年生全員に、ヘモグロビン A 1 c と尿酸値の検査も実施する予算を平成 27 年度に計上されておりました。海田町の将来の健康寿命延伸に向け、我が町におきましても、血液検査、また中学 2 年生全員に、今述べました検査を実施するお考えはありませんでしょうか。以上、質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問に答弁します。健康寿命対策についての質問でございますが、

1 点目については現在、第二次健康かいた 2 1 において健康寿命の延伸を基本理念に掲

げ、各種施策に取り組んでいるところでございます。今後も引き続き、町民一人一人がいつまでも健康で生き生きと暮らせるまちづくりを目指すとともに、次期計画策定の中で「健康寿命延伸都市宣言」について協議をして参りたいと思います。2点目につきましては、ヘルスケアポイント制度を導入している先進地及び近隣市町の事例等を参考にしながら、海田町に合った取り組みを調査・研究してまいります。続きまして、保健事業の拡充についての質問でございますが、1点目については、胃がんリスク健診の先進事例を発表するフォーラムに参加するなど、研究を重ねているところでございます。現時点で国のがん検診検討会において、更なる検証が必要との見解が出されたため、今後、導入時期を見極めていきたいと考えております。2点目については、学校の定期健康診断で肥満度が高いと診断した児童生徒には、さらに小児生活習慣病予防健診の中で血液検査を実施しておりますので、今後、全員に血液検査を実施することまでは考えておりません。生活習慣に関するアンケート等については、教育委員会・学校と連携しながら実施の検討をしていきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）はい。まず、健康寿命延伸都市宣言を海田町で行ったらどうかという質問に対しまして、次期計画策定の中で協議して参りますということでございました。しかし、本当に述べられておりますように、掲げられております施策はたくさんございました。松本市の宣言内容を、まず議決された宣言内容、簡単なことなんですけども、紹介させていただきます。「健やかで生き生きと暮らすことは、私たちの共通の願いです。そのためには、自らの心と体、そして、私たちが暮らす松本の町が健康であることが大切です。私たち松本市民は一人一人のいのちと暮らしを尊重し、健康寿命の延伸につながる人と社会の健康づくりをめざし、ここに松本市を「健康寿命の延伸都市」とすることを宣言いたします。」ということでございます。別に、何ら、特別なことを宣言されてる訳でもございませんし、今後、国が一番に政策として掲げている健康寿命を延ばすという政策を、海田町が先進して、これを宣言するという、私、すごく意味があると思っております。今回の、海田町人口ビジョンの政策の、述べられてる中で、目指すべき将来の方向、1、海田町の人口に関する特性と課題というところで、海田町の人口に関する問題点、留意点、心配な点、弱みという3項目に、介護を要する期間の拡大の懸念、平均寿命と健康寿命の差というのを重大課題に掲げられている問題なんです。で、私、松本市を調査研究に行かせていただきまして、そんなに松本市と海田町が、健康事業に

対して施策展開が遅れていると思っていなかったんです。で、確かに松本市は、言っていることはちゃんと施策として掲げている部分がありました。海田町は政策としては掲げてないけども、やってることはたくさんある訳なんですね。そうしますと、で、もう一点はいろいろ見てみますと、足りないのは、海田町にはPR力だというのが、どの項目にも出てきておりますが、ここで基本計画のときに考えるではなくて、いち早く宣言をするってこと自体が、海田町をPRする最善の、私は、ある意味最善の方法だと思いますけど、その点については、ほんとうにこれ、次期基本計画の策定時に検討するのではなく、早急に検討して、宣言ができるような施策展開はできないんでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに健康寿命延伸宣言というのは、非常に、人間が生活していく上での、大切なことだというふうに思っております。そういった意味で、今議員ご指摘の件につきましてですね、ちょっとしばらくですね、先進地と申しますか、いろんなところの資料等をとってですね、いち早くどのような形で海田町が取り組んだらいいかという研究をさせていただきたい、こう思っておりますので次の時期の関係でなしにですね、できるだけ早いうちに、こういう資料を収集しながら内部の方でいろいろと協議しましてですね、みなさんにお示ししたいとこう思うように思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）次の質問の、中学生に血液検査をつというところにも波及するんですけども、実は行きました松本市の市長さんは田中康夫さんが長野県の知事をされているときに、保健行政に医師が大事だということから、長野県知事時代にこの現在松本市長なられてる方を行政にお願いされた方です。その後、松本市の市長さんになられまして、施策展開を見させていただきますと、ほんとうにワクチン接種とかとにかく全部進んでいます。それは、海田町遜色ないぐらい、海田町も政策を実現されてるところです。で、私、1点、すごく感動して、これ、取り出したんですけども、数年前に、保健センターで出されたんじゃないかと思えますけども、健康寿命を延ばそうという、海田町の現実の、今の、高齢化が低いとか出生率が高いとか、こちらでは肥満が増えてますとか虫歯とか、このものが、これに1点ここ宣言の町海田町ってやっただけでも、すごいことされているんですよ、海田町。私、ちょっとこれ、感動してる、数年前にいただいたものだと思うんですけども、その時から健康寿命延伸を海田町は視点に置きながら、保健事業を始め、されてるんですね。そうするともう、いち早く、先ほど時期を待つのでは

なくっておっしゃいましたが、私、検討を、今回、海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略でも、何ページにもわたって健康寿命のことが述べられています。ですから 16 ページなんかは、明確に目標値を定められてます。ただ、この中で問題なのは、平均寿命の取り方を厚生労働科学研究費補助金のところの循環器疾病糖尿病と違うところの健康寿命将来予測で算出されてますので、実質厚生省が出されてるのとちょっと数値に、違いがでてきているのではないかという気はしておりますけども、私、ここまで、もう政策を実現してる海田町におきましたら、もう政策この宣言をしても、どなたが視察にこられても、よそに遜色ない政策をされてると、私、確信して、あと数点ほど残ってるところがあるんですけど、それもただこの中で 19 ページにありますけれども、健康づくりサポーター養成講座、年間延べ参加者数、これをされてますけど、この人数があまり数値目標が低くすぎる。松本市は、随分これ、もう現実には、昭和 50 年からこれをされておまして、随分の方が、2 年このサポーターをされたら後、地元でそれをされてるという、随分この施策展開が早いんですけども、この、こういったことを着実にされたら、宣言都市として、ますます海田町はあれになっていくんですけども、保健センター、福祉民生部として、もっとこの展開を力強く推進していくお考え、この目標達成率に対して、推進されているお考えは、どうでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）議員ご指摘のように、健康寿命の延伸というのは、平成 25 年度から始まっております第 2 次健康増進計画、健康かいた 21 の中で基本理念に掲げて、今計画の元の中で事業を展開しております。その中で、議員さんおっしゃってくださった健康づくりサポーターの養成も開始したところでございます。サポーター養成については、今後健康増進を地域の方と一緒にやっていきたいということがありまして、力を入れてやっていこうというふうに考えております。で、都市宣言に関しまして、今議員さんが見せてくださった資料につきましても、健康かいた 21 の概要版の中の資料でございます。やはり 5 年ごとの中で、健康増進対策について、外部の策定委員も入れながら検討するものでございますので、担当課といたしましては、そういう策定の会議の中の外部委員さんの意見も聞きながらやっていきたいというふうに考えております。ただ、健康寿命延伸につきましても、本当の大きな目標でございますので、続けていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）次に、ヘルスケアポイント制度の実施についてでございますけども、これは近隣市町の事例等を参考にしながら実情に合った取り組みを調査研究してまいります。まだ、調査の段階、と私判断いたしましたけども、実際この近隣ではあまりまだ実現してないんじゃないかな、やはり長野とか向こうの方が進んでいるとは思いますが、この、してる自治体の結果として、なぜこのヘルスケアポイントが大事かっていうことは、国が認めまして、来年度から方針を示して施行するというぐらいの進み具合でございます。その中にありまして、介護が必要になった原因は結局、病気、内臓疾患ではなくて、転倒とか関節疾患運動器障害で要支援者になる人の37.7パーセント、40パーセントの方は内臓疾患で支援になる訳じゃなくて、運動不足とか、そういったものですね。で、今度は、要介護者の20パーセントあまりが、やはり運動障害によって介護を受けないといけなくなるというこの統計があつて、国が積極的に動き始めた経緯があります。で、現在そのモデル事業でも、国は行っておりましたけども、結局、健康に関心が低かった人も、やはり目標を持ってポイントを、あれでもって思って、参加する人が増えたと報告がありますけども、加速、近隣町ではなくても国が来年度出す訳ですから、町として、何ができるのかということを検討される方が得策ではないかと思っておりますけども、その点についてはどのようにお考えでしょう。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）議員ご指摘のとおり、海田町としてどう取り組んでいくかいうところでございますが、本年度は海田町においてデータヘルス計画を策定中ございまして、その中で海田町国保被保険者における医療の特徴、あるいは健康課題を分析し、その課題に対して海田町の国民健康保険にとって効果的な保健事業を検討して計画に盛り込んでいくところでございますので、その中で、ヘルスケアポイント制度についてもですね、調査研究して、効果的に取り組んでいけるよう研究を進めてまいります。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）先ほど述べましたように、もう厚生省が調査結果、今、要支援と要介護になられる比率が、運動障害が多いという結果が出てる訳ですね、ある意味。そしたらそれに向かって、おそらく海田町だけ特異性で内臓疾患が多い訳はないと思うんです。やはり、骨折とかそういったことで要支援・要介護になる人が多いのは、厚生省がデータとして出してる訳ですから、次に向かって、もっとヘルスポイントを実施するにはどういうポイント制度にしたらいいかという方に重点を置いて調査研究されるお考えは

ないでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）議員ご発言のとおり、現在国においてですね、産官学協働のモデル事業、実証実験行っておりまして、今後それら実証実験結果等を踏まえたガイドライン、具体的な指針が今年度中に厚生労働省から公表される予定でございますので、そのガイドラインをしっかりと読み込んで、また海田町の実情に合った形で取り組んでいけるよう調査・研究を進めてまいります。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）次に、胃がんリスク検診の導入についてでございますけども、今の答弁におきましては、国のがん検診検討会においてさらなる検証が必要という見解が出されてるということでございますが、この間の新聞報道で、国立がんセンターが、この胃がんリスク検診の重要性をデータ結果を発表いたしましたね。もちろんその、ここにおっしゃっていらっしゃいますがん検診検討会が慎重にしないといけないからっておっしゃっても、同じ国立がんセンターが、多くの人数の中からこの胃がん検診、まあ細かいことは言いませんが、胃がんリスク検診をするとどれだけの比率で胃がん、早期胃がんが発見できるかっていう、結構これ大きい比率です。今回、松本市におきましてはこれは実証されておりました。今、国立がんセンターは、今からやってほしいということと、現在、自治体や企業の健康診断で、もう広がっている事実、企業がもう随分これ実施されてる、ですね、それを、今もってさらなる検証が必要という、あのデータはじゃあ何だったのか。国立がんセンターがデータを公表したことは何だったのかっていうことなんです。国立がんセンターのデータベースを勉強なさいまして、もう一度、早急に、海田町に、今、なぜ言いますかといいますと、ピロリ菌の検査を便でやっているという、普通はちょっとありえない、便でこういう検査をする時代では、少なくともない時代なんです。それをそれでやってること自体、私としたらちょっと疑問に思っておりますので、もう一度、前向きに国立がんセンターの結果データを調査・研究されて、もう一度、胃がんリスク検診に向けての取り組みを検討されるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）確かにこの間、国のがんセンターから出ました結果も見ました。そして先進地でも、ある程度効果が出ているという結果を見ております。一方で、国の検討会が示しているように、課題があるということもありますので、今後、その課

題を精査しながら検診の精度を上げていきながら実施について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）私、知識の中になかったんですけども、今の国のがん検診検討会において、さらなる検証が必要と言われた項目を教えてください。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）国のがん検診のあり方に関する検討会というもので、今、胃がんや乳がんについての検討を行っております。この度、検討結果においては、リスク検診は有用な方法とリスクに応じた検診が提供できるということで有用な方法になり得る。一方で、死亡減少効果の証拠が十分でないため、今後、引き続き検証を行っていく必要があるというふうに出ております。このがん検診検討会の結果を受けて、今後、厚生労働者の方ががんの指針を出すと思われますので、そちらの方も併せて見ていきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）私の知識の中で、胃がんリスク検診と死という死亡という相関はなくて、胃がんリスク検診をすることによって早期胃がんが発見できるということは、死亡に結びつかないという判断ですので、今の検討結果を見ながら、またどういう方向性で行政がされるのか見守りたいと思いますけども、ちょっとこの検討結果には、私疑義を持っておりますので、私自身、調査・研究してみたいと思います。最後に、子どもの生活習慣改善事業についてでございますけども、この海田町の健康状態というところを見ますと、これ、平成23年か24年に出されたデータだと思うんですけども、小学4年生から6年生で、一応肥満といわれてる方が、平成19年と平成23年を比べると、小学校4年生から6年生の男子で15.6パーセント増えてる。女子で17パーセントという、すごい結果ですよ。肥満気味の子ども達が増えている、児童生徒が増えている。これ、このままにしますと大変なことが起こる、大人になると、このときから成人病予備軍を抱えておりますので、私たち大人は、60から70ぐらいになるとこの成人病予備軍になっていく訳ですけども、この小学校4年生6年生で、こういった子どもたちがいるっていうことは、ちょっと考えられない、私たちの時代からすると考えられない訳ですが、ただ、まだ小学校におきましては給食がありますから、1日のうちに1食は健全な食生活をしています。しかし、中学校になると給食がありませんので、3食、この成人病予備軍に

なる生活をする子どもたち、ある意味、この間の、こういう発言したら差別と取られたらいけませんけど、日本医科大チームが調査したのでは、食生活の隔たり原因は、一つには保護者の収入も影響しているのではないかという、ちゃんとしたデータが出てきておりますが、今の答弁によりますと、今回、なぜ、松本市がこのことをずっとされてるかといいますと、やはり学校で血液検査をしてると問題の数値が出た子どもたちがいる、こういうことがありますので、じゃ、どういう目的でされたと言いますと、この事業は、平成 21 年度の学校健診で、児童生徒の善玉コレステロール値の低下や血糖値の異常が見られたと。また、肥満・やせがある現状を踏まえ、子どもの時期から望ましい生活習慣をつける目的で始められてる事業なんです。で、先ほども述べましたけども、今回の答弁で、肥満度が高いと判断した児童生徒には、更なる小児生活習慣病予防健診の中で血液検査を実施しておりますので、今後、全員に血液検査を実施することは考えておりませんというご答弁でございましたけども、せめて、中学 2 年生の肥満傾向のある方で構いませんので、一番大事なこの従来のヘモグロビン A 1 c と尿酸値の検査も追加をして検査をすると、その人が大人になったときに、生活習慣病にならないということになると思うんです。それは、ひいては海田町の延伸寿命の施策の一環に当てはまっていくと思うんですけども、学校における追加血液検査をなさるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）今議員ご提案の内容につきまして、福祉保健部といたしましては、子どもの現在行っている血液検査の中に血糖値もございますので、そこを加えてというふうには現在のところ考えてはおりません。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）町長にお聞きしたいんですけども、将来の日本の国のあり方として、健康寿命、寿命が延びていくのも、年々海田町、急カーブで寿命が延びてきて平均寿命と海田町の年平均寿命はほんとに相関してると思いますか、海田町の方が平均寿命が延びる率が大きいと判断してる訳ですけども、将来のことを思い、また子どもが一生元気で世の中に役立つ生き方をするためには、やはり一番大事なところで、少しその予算が入ったとしても、医師会と連携をとって、この二つの検査を追加で導入するお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに、健康づくりのことについては医師会と連携を取ったり、また、学

校関係、教育委員会、学校医等、いろいろ協議の場があると思うんですね。その点につきましてもですね、今ご指摘のことも踏まえて、内部で一生懸命協議をしながらですね、前向きに検討していきたいと、このように思っております。

○議長（久留島）14 番、前田議員。

○14 番（前田）14 番、前田です。まず町道の整備について、ということでお尋ねいたします。町内道路は特に町民の利便性や生活道路として、その重要性は今さら言うまでもございませんが、今回新しく出店するというフジの前面等道路の出入口について、その安全性、利便性について尋ねるものでございます。先の総務委員会において、南本町地内に出店予定のフジの出入口である中店小学校線において、直進する車と右左折する車で店舗駐車場等に入るため渋滞が起きないか多少歩道幅を縮小しても右左折スペースを作るべきであると、町長部局の考えを質しましたが、そのような状態にはならない、また、右左折ラインを作る考えもないというそっけない返答であります。町長が口癖のようにいつも言っている住みたい町へ、住んでよかった町と思えるには程遠いのではないかと思います。町民の機嫌をとるためだけ、口先だけの行政、施策なのか、まったくでたらめの行政と言わざるを得ません。せっかく大型店が海田町発展のため、海田町の町民の利便性のため、出店していただける訳だから、多少の出費、犠牲を払ってでも右左折スペースを整備するべきであると考えerがどうなのか。またスムーズな交通、車の流れにより、多くの買物客も増えるのではないかと、それが海田町の発展につながると思うが、町長はどのようにお考えか尋ねるものでございます。この道路はまた通学路でもあり、車から児童生徒の交通事故回避の意味からも、見通しをよくし、車の渋滞を起こさせないということが事故の減少につながると思うが、その考えはどうなのか。以上のことから、現在道でその全てにおいて、安全であるとの考えなのかどうかお尋ねをいたします。次に、連続立体交差事業の関連問題についてであります。広島市東部地区連続立体交差事業が中止から大きく変更ではないけれども、一部であれ実施するということは、まずは善しとすべきであるとは思いますが、それに絡む事業が全く準備されておられません。過去何度も言っておりますが、海田町は連続立交はやってほしくないから、庁舎の移転でものりくらりと訳の分からない説明、答弁に終始しているのだと言われております。私も、またそのように思います。今般の見直しにより、庁舎が、立交に支障があるということがはっきりした訳ですから、住民投票等を実施し、その立体交差事業の推進に向けての準備をすべきであると思うが、未だにまちづくりは見えないと

か、訳の分からない説明に終始し、町長はのりくらり訳の分からない説明に終始しております。まちづくりは立交の部分が分かったのだから、本町がまちづくりの計画等をすべきである、作るべきであると、このように考えます。そのプランはだれが作ると考えているのか。今言いましたように、町が、海田町のまちづくりは海田町がやるんであろう、このように考えます。次に、立体交差の見通し案が出たことにより、県道の仮線部分、これ呉線のことではありますが、将来、呉線の仮道路を、大正矢野線といいますか、この町道の整備について、町長の考えをお尋ねします。併せて、その幅は少なくとも大型車が対面通行できる幅、あるいは両側に 1.5 メートル程度の歩道が整備できる歩道を整備したいと考えるが、町長はどのようにお考えか。さらには大正第一踏切、第二踏切は、現在、県の計画では、高さが 3.2 メートル以上ということではありますが、これはできるだけ 3.8 メートルぐらいと、緊急時、消防はしご車等が減速することなくスムーズに通過できる、そういう高さで、県あるいは J R 等に交渉すべきであると思うが、町長はどのようにお考えかをお尋ねいたします。次に、介護施設についてであります。介護施設はいろいろな形、個人、法人経営とその方式が様々ですが、町がなんらかの形でほとんどの施設に補助金等を出していると思うのでありますが、どういう施設があるのか、その実態についてまずお尋ねをいたします。もちろんデイサービス、ショートステイ、あるいはいろいろ入所施設全ての施設についてお尋ねをいたします。この施設の運営実態というか、ここの施設の運営、介護の状態をどの程度まで把握しておるのか。いわゆる施設の内情について、どこまで分かっておるのかを尋ねるものであります。過去、運営会議等において施設名は申しませんが、町職員も参加するという話もありましたが、その点について、現在はどのようになっているのか。さらには施設を訪ねて友人知人の面会を求めたという施設もある訳ですが、面会はできませんと、こういう施設もあったと聞きます。その実態はどのようになっているのか、どこまで承知しておるのかを尋ねます。さらには、今後、今後もこのような介護施設があちこちにつくられるのではないかと思います。助成、補助をする場合、どのように町はやっていくのか、その補助の内容と結果を補助金を出す施設にその内容が分かるような運用をしたとしていただけないかという形で補助をすべきとこういうふうに思いますが、その辺はどのようにお考えかをお尋ねします。また、先ほども言いましたが、内情の見られない施設または見せない施設等には、何らかのペナルティ、こういうものができないか。例えば補助金を打ち切るとか、介護委託をしないとか、あるいはまたそういう施設にランク付けというんか

格付とかしてですね、町民が利用しやすいとかあるいはそういうある程度の内情が一般の人でも見れるような形、こういうようなことを考えてはどうかということをお尋ねいたします。途中飛ばしますが、最後に、税の納付についてですが、町民税や住民税、こういう納付書に間違った計算で作られた納付書が送られると、随分あると、こう思いますが、担当課では、ほかにはそのようなことはありませんと言っておるようであります。先ほど、過日、何かちょっと忘れた、育児プランのなんとか、そういう誤送付、これは中国新聞にも書かれておりますが、口先だけで、ほかにはありませんとかいろいろ言うておりますが、その実態はどうなのか。参考までにもう一つ言いますが、下水道の納付料、こういう徴収ミスも起きております。その度に、今後二度とこのようなことが起きないようにとか、職員をしっかりと指導するようにと再三申し上げておりますが、何等そういう職員教育はされておられません。ここには書いておりませんが、中には、二重チェックをするとかいうような答弁が返っておるんですが、現実にはこのような間違いが随分起きております。間違った納付書を送ったり、そういうことのないように今後も引き続き、この職員教育というのはどういうふうにやっていくのか、その辺についてお尋ねします。以上であります。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁いたします。まず、大型店舗に伴う町道整備についての質問でございますが、大型店舗の出店は、本町の発展につながると考えていますが、店舗出入口となる中店小学校線の幅員は、現状で片側車道が4.5メートルほどあることや中店小学校線から店舗へは、左折進入のみの誘導を行うと伺っているため、右左折レーンの整備は考えておりません。また、出店者において、交通状況を把握するとともに、安全に配慮し、混雑の回避に努めると伺っております。次に、現在の道路で、その全てにおいて安全であるかについてですが、交通や沿道の状況などを総合的に勘案すると、安全性は確保しているものと考えております。連続立体交差関連の質問でございますが、まちづくりのプランは町民の意見を踏まえて私と議員の皆様とで作成するものと考えております。2点目の大正矢野線については、県と町のどちらが整備主体になるか決まっていますが、将来本町にとって重要な路線になることは間違いのないため、確実な実施に向けて取り組んでまいります。また、議員ご指摘の大正矢野線の幅員や大正第一、第二踏切の高架高さについては、私も、再三、県へ要望しております。また、先日も特別委員会からの要望を受け、建設部長を、再度、県に要望に行かせております。続きま

して、介護施設についての質問でございますが、1点目の、介護サービス事業者に対する補助金については、社会福祉法人メインストリームと社会福祉法人慈楽福祉会の2法人に交付しております。2点目の、運営実態等の把握についてでございますが、全ての介護サービス事業所に対し、順次実地指導等を行うことにより、把握に努めております。3点目の運営会議等への参加については、おおむね2か月から4か月に1回参加し、連携を取るとともに、運営状況の把握に努めております。4点目の、運営や内情が分かるようにしてはどうかとの質問でございますが、介護サービス事業所については、今後も把握に努めてまいります。5点目の、内情の见えない又は見せない施設に対する考え方についてでございますが、介護サービス事業所に対しては、町と致しましても、指導、監督する責務がございますので、今後も個々の事業所の運営状況等の把握に努め、必要により、指導を行ってまいります。ただし、介護サービス事業所以外については、町に指導権限はございません。続きまして、税の納付についての質問でございますが、納税義務者の方に納税通知書を郵送したのちに課税誤りに気づき、直接謝罪のうえ正しいものに差し替えさせていただいた事例はございました。また、他に課税誤りがないかを確認したところ、ございませんでした。これまでも、適正な課税をするよう注意喚起等しておりますが、今回の誤りを踏まえ、再度データチェックや入力する際には細心の注意を払うよう徹底してまいります。すいません、社会福祉法人慈楽福祉会の2法人に交付しております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）まずですね、JR問題、どうか、その先に、出店問題からいきましょう、フジの。今、その考えはない、こういうことですが、現在工事中でですね、トラックが2方向、一つは、東側、通告書にも書きました中店小学校線から右折で大型車が2台、3台並んで出入りしてございましたというというたほうがええのかな、おりますいうたら継続になるんで、現在の状況は把握しておりませんので、そのときには、随分渋滞をしてございました。また、北側の町道部分からも出入りして、かなりの渋滞が現実起きておりましたと、こういうことなんです。その実態は、状況というのか、まず、見られたのかどうか。今、右左折レーン等の考えはないという、こういう答弁なんですが、私が今言いましたように、渋滞しております、というんではなしにございましたと、こういうことなんです。だから、今後そういう大型店ができると、もちろん乗用車、小型車ではあるかも分かりませんが、私が見たのは大型の作業車、ダンプカーこうい

うことですが、渋滞は起こらないと考えておるのか、今言いましたように、その事実を、まず、確認したかどうか、お尋ねしたい。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）現在の解体工事中の工事車両による渋滞の状況というところにつきましては、確認を行っておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）だから、再度言いますが、そういう状態を知らずしてね、町長、現実には渋滞が起きとる。私はただ昨日、今日、ここ2、3日4、5日の状態は知らないので、何回かは通つとるんですが、そのたびに、郵便局の辺りまでつかえておる、日中でもね。多いときにはダンプカー大型車が3台ぐらい、信号の向こうに1台止まったらね、2台目は交差点の真ん中、3台目はほとんどあっこに何かコンビニかなんかの前にね。その後に乗用車が付いておる。その後ろにわしが並んだら、もう郵便局の前になる。もう一回再度確認する。考えはないのか、それとも、そこらどういうふうに、あくまでも大丈夫であるというふうに考えての答弁なのかどうか、確認。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）工事期間中の渋滞の状況についてはちょっと確認をさせていただきまして、施工業者に対して、渋滞が緩和するような工事車両の誘導について協議してまいりたいと思います。出店後は、店舗が完成後のそういった来店者による車の状況につきましては、今時点では対策を講じるつもりはございません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）この状態でね、今言いました、工事車両が右折で入ってくる。そのために矢野方面から海田町方面に来る。だいたい意味は分かると思うんですが、直進車両、あっこの交通誘導員も出てやっておりますがね、右折で入るために、直進車両を止めて、工事車両を優先してやっておる。本来は工事車両はね、一般車優先であって工事車両は後回し。それで、もちろんそうなんです、現在畝地区にエブリイか大型店が出ておりますが、特に土日の状況、これも把握しておるのかどうか知りませんが、右折で国道方面、2号線方面に出て行く車、もちろん国道から入ってきて橋を渡って畑賀方面に右折で行く車、その右折車両が町道2号線に並んだらその陰を通過して畑賀方面に直進する車、近ごろ事故は見ておりませんが、急ブレーキを踏むとか、小さなトラブルが相当起きております。これ実際把握しております。そういう状態がある訳ですが、当然この南本町

この地点においても起きると思うんですがね。繰り返しますが、この道路は何としてでもね、町民の利便性、せっかくこういう大型店が来てくれる訳だから、やっぱり、何としてでもそういう通過車両、あるいは店舗に入る車がスムーズに流れるようにすべきであらう思う、これが住民サービスというか町民サービスであると思うが、どうなんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）大型店の出店にあたりましては、出店者の方で、現在の交通状況それから店舗の出店に伴って発生する交通量を加味した将来の交通量について、調査、報告書を添付して提出するようになっております。今回の出店者からのそういった資料を見さしていただきましたが、交差点においては、現在の交差点形態で処理できるという結論になっておりましたので、今回、町の方から事業者の方に、町の方ですね、交差点のほう改良する等のことは考えておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）先ほども言いましたがね、住んで良かった、安全安心のまち、ここは通学路にもなっておるはずなんですよね。で、そういう子どもの安全とかいうのを確保できるのか、今はあくまでも書面の上でやね、想像で物を言うとする訳ですね。ところが一つには現実には畝地区に出た大型店、交通渋滞を起きませんと、で直進する車はスムーズにいくんかとういうことで、その当時も尋ねておりますが、渋滞は起きませんという答弁でね、直進もスムーズにできるということですが、中には右折でもね、しっかり移行して、センターラインによってくれればいいが、小っちゃい車でも真ん中の方に止まっておる、直進できない、ずっと畝のふるさと館の入口のあたりまで渋滞しておることがしょっちゅうある。今課長の答弁では、あくまでも書面上の想像でものを言うとする。実際を見て言うとするんじゃない。私は先ほども言いましたが、すでに工事車両はわずか大型ダンプが3台ぐらい来た、これだけで郵便局の前まで交通渋滞を起こしておる、こういう事実を確認して言うとする。だから、先ほども言いましたが、現在もしておりますとこういうんじゃない、おりましたというとする。だから昨日、今日のことは知らない。だから本来、オープン時1か月、2か月の間かも分からんけども、相当の渋滞が起きる。あるいは安全に出入りしようあるいはそういう店舗が売り出しとかいう時には、相当の車が来る。そうすると、右折左折の車が何台か、スムーズに駐車場に入ればいいが、2、3台並ぶと、直進とそういう車とましてや今課長いうように、四つ角になっとなる。

スムーズな流れは想像でものを言うとするだけであって、実際は行かないと思うんよ、ね。だから今言うそういう書面だけであって、本当にスムーズにいくんか。これも仮の話かも分からんが、じゃその時になって慌てて工事するのか、それともやらないのかどうなのか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）将来のことについて、今でき得る限りそういった基準等を用いて交差点の予測をさせていただいております。その中で、今現在は交差点の方で処理ができるという結論になっておりますので、最大限努力した予想の結果、今の時点では必要がないと考えております。ただし、実際の交通状況と予測というのは、やはり多少の誤差は生じてまいりますので、その実際の交通状況によっては、何らかの対応が必要になると判断する可能性はあると思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）やる気がないということだから、これ以上言うてもしょうがないがね、やっぱり町長、言うようにね、安全安心のまちいうんじゃからね、そういうものは想定してね、渋滞が起きるのは事実、その一つの証明が畝の店舗じゃいうてね、現実に取りとる。1.5メートルほど広げたが、あの時も言うたが、中野のコーナンができた時、約なんぼあるか分からん、測つとらんがないんで目見当、いい加減な数字を言うとするんですがね、150メートルぐらい、1車線下がっとなるんですよ。位置はわずか70メートル、1.5メートル下がっただけ、ね。実際に広島市なんかは国道でもあるが国交省の管轄なのかそれは分からんが、政令市だから広島市だろうと思うんですが、そこまでやって交通の円滑化・安全を図っておる。うちはわずかのことでね、それがね、できないと言うとるんだから、わし行政能力がね、足らんのじゃと思う。もうちっと努力すべきじゃろう思う。で、今でも交差点内でおきるの間違いない。現実には、工事で、わずか3台か4台の車が入るだけで渋滞が起きとる、分かる。今度は買い物に来る人はね、50台、100台じゃないと思うよ。ちょっどこまい車であっても相当渋滞が起きると思うがね、あんまり言わんがやる気がない言うことじゃから、これ以上のことは言わんけどね、情けない、こういうね、要するにこういうことに当たりにゃあできん、事前にね、何回も、ほかのところでも言うとするが、予防ということをやっぱりやらんにゃいけん。そこにあたってね、泥棒見てどうやらちゅうようなことでね、そんなことでは間に合わないのよ。だから、ひどく渋滞を起こす結果になる。片や営業を開始した、交差点の工事を始めま

す。無茶苦茶な話しよる訳。早急にね、今からでも遅くはないと思うんで、要望で一考してやっぱり考えるべきだと思う。で、立交問題なんじゃけどね、若干逸れるかも分かんが、昨日の答弁ではね、なんか知らんが、この、いろいろ県から示されたその問題で、地域の皆さんか何かの声を聞きながら進めていく、こういう答弁があったし、県の説明書の何ページ目かにもあったと思うが、どこでどのようにして町民の声とか地域の皆さんいうかねそういう人の声を聞いて、本当はこれ庁舎の移転も入っておるんですが、まずちょっと関連しておるんで、立交の関連問題ということで言うとするんで、その地域の皆さんの声を聞きたい、どこでどういうふうに聞いていくんか、まず、これを一つ尋ねる。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）前も県の方が説明会でも言うと思ったと思いますが、一つは、海田住民説明会の場でいろんな声を聞いて、それをもとに成案に持っていきたいということが、県の方からも言われと思ったと思います。まず、この前の住民説明会、それからＪＲの設計が終わった段階で、ある程度案が固まりますので、そういったものをもとにですね、また再度説明する形になろうかと思しますので、そういった意味で皆さんの意見を聞きながら最終的な成案にまとめていくというのが、方針でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○１４番（前田）ふたつほどまとめて、今の答弁で聞きますがね、住民説明会とかいうのであったが、住民説明会は今後どのような形で行うのかということですね、それからまた基本設計というのか、あるいは実施設計、実施設計そのものができてきた段階でまた話しをする、これではね、間に合わんのじゃないかと、こう思う訳ね。だから、実施設計ができる前のところで、先ほど言いました 3.2 の 3.8 の確約とかね、そういうところをしっかりとすべきじゃろうし、これも県にもお願いしたという答弁がね、入っとるんですが、県ももちろんそうかも分かんが、ＪＲにもお願いすべきじゃないか、むしろ今から設計するのはＪＲなんで、県にお願いするのも一つかも分かんけども、ＪＲにお願いすべきじゃないかと、その辺についてどのように考えておるのか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）前回、議会の特別委員会の方から要望を受けまして、私が県の方に、直接向こうの調整官の方にお話をしに行ったときにですね、当然今のようなお話をいたしまして、事業主体である県の方からＪＲに対して、それは強く申し入れたいというこ

とがありましたので、我々海田町の方からじゃなくて、事業主体の県の方から委託先であるＪＲの方をお願いしていくというのが本来の筋であるという具合に考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○１４番（前田）それはそうかも分かんが、そういうことでＪＲにもお願いせんやいかんかも分かんが、その中で、まあ、ちょっと難しいなあ、という話もあつて、300メートル延長というのは、町長、知事、市長、府中町長、４者握手というんで、これですべて決定、どうもそういう99パーセントという言い方もあるかも分かんが、100パーセント決定のような、例えば300メートル延長とかいうようなことでもね、昨日の答弁でも、どうもニュアンス的に無駄であるとかこういう答弁が返っておるんですね。それはなんなのか。その辺の説明を願いたい。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）これについてはですね、広島県知事の方がコメントを出しております。定例会見のときにですね。その一部を読み上げます。今回の案については、関係する皆様のご意見を伺う必要もあろうかと思えますけれど、今打ち出されたこの方向性を基本として、我々としては、成案を得たいと考えているところでございます。これが300メートルの延伸を要望をした後の知事のコメントでございます。したがって、300メートルというのは基本的にお考えになってはならない、現在の基本的な直しの方向性を元に成案にしていきたいというのが、県のスタンスでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○１４番（前田）そういうことで今言いましたようにね、99パーセントじゃなくて、いわゆる再見直し案というのか、やらないものがやるということになったことで、どうも決定、こういうような答弁かと思いますが、それについて、今度この庁舎問題ということで出しておりますがね、仮線ではあるけども庁舎が当たることが決定しておる訳ですね。ところが副町長の答弁によると、まだＪＲのなんやらが分からんからどうやらこうやらで、まちづくりの方向性が見えない。先ほども言いましたがまちづくりは海田町が作る。ＪＲは、今言いました300メートルの延伸は別にしても、概略、本線・呉線含めて2キロ、これで決定しとる訳ね、総延長。だから先ほど町長答弁にもありましたが、例えばそういうなんかいの、矢野線、これについても、非常に何とかして頑張ってきた、という答弁ではあるが、まちづくりがまだ見えないとかどうとか訳の分からんよ

うな答弁をよけえしておるんだが、言うとの意味が分かるかどうか分かんけども、その辺について、副町長、あんたに指名するのもどうかと思うが、これは町長もそういうこと、なんで、そういう庁舎の移転というのが、いち早くできないのか、繰り返し聞きたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回の前田議員の質問の中にも出ております大正第一・第二の高架、高さ、それから一番やはり気になっております大正矢野線がどこまでどういう幅員で行くか、こういったところにつきましては、県としても最大限ＪＲと協議したいというふうに言っておりますが、その結論が出ておりません。特に、大正矢野がどこまで行ってどういう幅員で通れるかということ、昨日ご質問がありましたそれが中店小学校とどのように結びつくかという部分がはっきりしませんと、まちづくりを海田町はつくりますが、その前提が確立しないというところで、まだ、まちづくりに着手できないということでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○１４番（前田）そのことと、庁舎の移転とはなんら関係はないというふうに思うんですね。そこで、今言いました、なんですか、いわゆる町道２号線まで、要するに呉線の仮線だから、線路は１メートル切れても走れないから、おそらく、その、中店小学校線、じゃあないよ、あれは県道の矢野線だよ、サティの過ぎたところの踏切、あの辺から線路はおそらく海田の方に向かうと、右折のような形で現在の線路にほぼ沿うて並行というのか曲がるとるけえ、平行というのはないのかも分かんがね、それに沿うて町道２号までは少なくとも伸びていくの。だから、そういうものである程度の計画は分かる。それがどうなるか分かんというのは、私はちょっと理解できんような気がするんですが、もう一回その辺を分かり易く説明してもらいたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今前田議員がおそらくとおっしゃいました、大正矢野線が、現在の町道とどこで交差するかというところは、現在、まだ未定です。それが一番あれなのが、その大正矢野線が国道２号線と、これまたどういう形でタッチするか、さらにはその幅員が全線において、私どもは望んでいる大型自動車が対面通行できて歩道がとれるか、そこから辺が、まだ今の段階ではそういう方向性で検討したいという回答しか得られませんので、その部分が、庁舎自体、というよりは庁舎移転は、これ必要というのは、この度も

はっきり明言ありましたので必要だと思いますが、今回の2か所を町民の方に選んでいただくときに、これがポイントになるであろうと、そのように思ってます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）何か知らんけども煮えんような話ばかりが出てくるんじゃないけどね、どっちにしても、位置的にはもうほぼ決まった。いわゆる呉線についてはスピードアップということで、若干アールが大きくなる。そうすると仮線は、おそらくアールが大きくなるということは現在線路あたりが仮線の位置になってくるのかなということもあるかも分かりませんが、ある程度のそういうものは、もう出とるんだろと思うけどね。それはええとして、次に延長みたいなもんも出とるが、ちょっと再度確認というか、もう一回言うてみますが、住民投票、庁舎の移転、いち早くやる考えはないのか。ここに書いておるように住民投票を実施し、立体交差が早うできるようにやるべきじゃないのか。言うとするが、再度ここ、まあやる気がないという答弁が返るじゃろうけど、どうなのか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今も、途中までお話しをされておりましたが、大正矢野線がどこをどういう形になろうかということによっては、県の庁舎跡というところへ、例えば海田市駅からどのようなタッチで行けるのかという質問をされたときに、現段階ではお答えすることができませんし、また、逆に、駅前に向かってどのような交通になるのかと聞かれたときも、答えが出せません。先ほどちょっと幅員のこととか申しましたが、JRとの間で今広島県が協議している中では、該当地域が呉線が複線化される予定で幅広にとられているその幅広の部分をJRが敷地から外してもらえるかどうかで、幅員が最終的に決まることになっていきますが、そこら辺の部分のまだ結論が出ておりません。当然に歩道付きのそういった大型車が通行できるかどうかというのは大きな判断材料になると思いますので、どこから早期にという言い方言えば、そういった問題が全て説明できるようになった段階から、早期に住民投票に着手したい、そのように考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そういうのんきなことを言うとなると、漠然と連続立交ができるまでは15年かかる、そうすると今の話は15年、20年先、あるいは30年先の話みたいになってしもうてね、どこがまちづくりなのかなんなのかさっぱり分からん。これは後日、チャンスがあればまた言いますが、次に、この介護保険ということについてね、いきますがね、2施設ほどに交付しておると、補助金を出しておるとこういうことですがね、この内情

をね、どうなっとなるのかというのは、ここでは分らん、この答弁ではね。全ての介護サービス事業に対し、順次実施指導していくいうんか、何も分かったらんから今から把握に努めるということなんだと思うが、先ほども言いましたがね、わしの友達が施設に入っとなるから会いに行こうと言ったんです。あんた誰かいの、友達よの、会わすことはできませんと、こう言う。そがな施設がどこにあるんか、そしてつくるときには町から国から税金か何か知らんけども補助金もろうて、ほんでちょっと若干話は逸れるけどもね、これは民間の個人施設であつたけども、東京の方かどうか知らんが、託児所か何かで子どもを預かって、ぎゃあぎゃあするけえいうて、毛布かなんかにくるめて、なんか知らんがそれで預かりになつとった。この老人施設でもね、これも逸れますがね、この間もどこやらで3人ほど、どっか高い所から落ちて亡くなっておられた。93歳と86歳いうたか、一般的に、こういう施設というものは手すりが大体手すりが1メートル9センチというか、一般的には1メートル20センチでつくられておる。そうすると93歳のおばあさんが1メートル20の手すりを乗り越えるということはまずあり得んと思うがね、これはよその話じゃけえいいとするが、うちにしてもね、把握、今まではどの程度どうしとった、例えば先ほども言いました、施設名は言わないけども、運営会議とかそういうものに一緒に入ってやります。それがどうなつとった、その辺ちょっと尋ねたい。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）介護サービス事業所の実態の把握ということでございますけれども、まず、今議員が例に上げられました運営会議等に参加をしておる事業所については、その会議において、それぞれ事業所の方から資料も提出をいただき、そこで実態を把握する方法をいたしております。それと、先ほどの答弁の中にもございますように、町に権限のある介護サービス事業所については、順次、指導に参りまして、そこで、実態把握とともに必要があれば指導を行うというような動きをしております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それがね、今課長言われる運営会議、この答弁書で見るとね、おおむね2か月か4か月に一度参加しておる、こういうことなんよの。これでね、4か月いうたら年に3回ぐらいしか、ま、悪い言い方するけど、申し訳程度に顔を出しておるだけで、あとは全てあなた任せの、経営者いうかそこの施設に、はね任せということになつとったの。少なし月に1回ぐらいね、顔出すとか、もう一つ言いますが、月に1回ぐらい顔を出すとか、抜き打ちで施設を訪問して状態を掴むとか、まあ、見に行くというんか

ね、それができんのかどうか、これちょっと尋ねたい。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）はい、まず、ここの答弁書の中で、2か月から4か月という幅がございますが、まず2か月という部分は地域密着型サービスの事業所については、もうこれ、運営基準の中で、2か月に1回、町の職員も含めた運営推進会議に参加しなければいけないというのがございますので、これは必ずそこで出席をし、実態把握並びに、先ほど申しました気づきの点については、そこで申し上げさしていただいております。で、4か月というふうに書かしていただいたのも、概ねその運営会議に町の職員が参加をいたしまして、そこで3か月ごとのサービスの状況、これは資料でいただき、そこで確認をさしていただいております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そういうことでね、町としても、指導監督する責務がございまして、こういうことなん。先に国信においても、全部は言いませんが、それらしき事故があった。これが今言うように、1か月に1回かあるいは4か月に1回、その施設によって行けないんだと、こういうことなんよね。それがおかしい訳よ。全部が全部補助金を出すのではないにしてもね、だめかどうか分からんが、県職も数が足らんというんで行けないのかも分からんけども、それを何か連携をとってね、例えば、県の代理という言い方はおかしいんかも分からんが、なんかそういうことで、特別にそういう話をして、そういう施設のね、内情というか中をね、生爪を剥がしたとかいうのあちこちでもある、自分の爪じゃったらそんなことは間違うてもできんじゃろう思うが、その施設が、先ほども言うたように面会に行って会えないとかね、そういう中身が見れない。これも、5、6年前に海田町であった事例、ある年寄りが徘徊するので、ベッドにくくりつけとった。そうしたらその前に何回が徘徊して転んだか階段から落ちたかして足の骨が折れとった。それを知らん、痛い痛いいうてあばれるもんだから、ベッドにくくりつけとった。それが原因で多臓器障害があって亡くなられた。こういう事例もある。承知しとってかどうか知りませんがね。だから私が言うね、施設を覗けんのかという、それについて再度尋ねるが、どうかいの、月に1回ぐらいね、県職と全部県に委託するじゃなんかいうて、まあ無責任みたいなことを言うってんですが、どうなんか、覗けんのかどうか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）今議員がおっしゃるのは、海田町で言いますと実地指導という部

分になりますけれども、これについては、県と合同で行っておる場合もございますし、それから町独自で行っておる部分もございます。例えば、緊急に入らなければいけないというような場合は、町独自でもございますし、県と合同で入ることも、これは可能でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今も言うように、その内情・情報をつかむというのがはっきり言って大変じゃろう思うが、いろんな人の声を聞かないと、何のためにそういう内情を視察というか、見に行くのか、行く目的がない訳だからいかんと思うけども、先ほども言うように、用事があるかないかは別なんよ。抜き打ちに行くことによって、変な介護というのかな、どういう言うたらええんか、そういうことを投書がなくしても町職あるいは県職、あるいは町が近くにあるんだから行けばいいんで、順番からいえば県が行く順番だ、こういうことなんだけど、そこを先ほども言いました、県職と連絡をとって行きましようとか、なんかそういうことができるのかどうか、要するに、二重三重のチェック体制いうたほうがええのかな、どういう言やあええか、その辺をちょっと尋ねる。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）何度も申しますけども、いわゆる介護サービスの事業所については、これは急に飛び込みでといいますか、いう指導等に入ることは可能でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それでできるだけね、抜き打ちみたいなもんもやると良く見えてくるんじゃないかと思うが、最後に、税の納付というか税にこだわったことではない訳ですがね、この度は、税の分ですけれども、たまたまそういう、間違っただけでおると、全部までは言わないと。それとかね、そりゃもう内部において分かるとるが、ここにあった、中国新聞にも書かれとった、イクちゃん子育て応援クーポンが間違っただけで送ったとかなんか訳の分からんことを言うて、先ほど、ちょっと言いましたが、前に水道、下水道の未徴収問題で二重体制でチェックをしますとか何とかいうて、副町長答弁されておるが、今言いました、たったこの間、税のそういうミス送付、課税金額が間違っただけで送っとる。で、それで済んだんか思うたら、今言うたイクちゃん問題やなんやらで、相当数の、ね、挨拶では町長も言われるが、二度とこのようなことがない、本当に、副町長、二度とこのようなことが起きないようにできるのかどうかちゅうて、わし言うたこ

とがあるんじゃないかね。できんから、こうやって二つも三つも四つも起きとる。今後、この指導というのか教育というのか、職員教育よね、口だけでは言うとするが、教育の入口にもたどり着いとらんというのは、どうですか、今後、どうやったらしっかり締めていけるというんかね、この度は税務課で起きとる、そしてこのイクちゃんはどこか知らんが、保健部で起きとるのかどうか、所管までは問わないが、起きとるのは事実、どうなんですか、その辺は。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）結果が全てだと思っておりますので、そういったのが徹底していないというのは間違いないと思います。そういう中で、従来とってききましたのが、これは議員からいくつかご提案いただいた、部長を通じて課長を通じてではなかなか職員に伝わらないんじゃないかということで、日を分けて、各職員を集めて注意喚起を直接したこともございます。それから、先日の環境センターにおきます事故を踏まえての毎朝の朝礼を少し実務的なものにすればいいんじゃないかと、これは、今はもう現実にさせております。やはり一番なのは、これはその都度指摘されますが、のど元過ぎればというような感じで、事故、同じような系統なものが1年ぐらいまでは気をつけますが、1年ぐらい経った頃からまた少し元へ戻る職場があるのも残念です。今までの再発防止策をとっておりながら、起こらなかったというところはなかなかなくて、再発防止策で、こういうことをするというのを徹底するといったことが、どこかで緩んできたところでそういうミスが起こっております。その部分については、もう一つのことが、やはりこれは今、各、よその自治体でも言われておりますけども、これも議員からのご提案をいただいておりますが、通常の今までの考え方とペナルティの考え方を少し変えなければいけないのではないか、というところがあります。で、地方公務員法上の懲戒処分ということになりますと、これはもうずっと積み重ねがございまして、極端に海田町だけ重くするということとはできませんが、そうでないペナルティ制度、特に人事評価制度におけるペナルティとかそういうことにおいては、そういうミスをした場合にはやはりそういうペナルティもあるという認識を持たせることというのも、今後は必要なのではないかなというふうに思っております。まずやはり一番は、これまでずっと約束事をいくつかしてきておりますけども、それを再確認からまず入りたいということで、その徹底を、私をはじめとする管理職が同じような意識を持つというようなところから始めたいと、そのように思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）非常にすばらしい答弁が返ってね、ちょっとはうれしい気持ちにもなるがね、これは町長答弁でもありますね、細心の注意を払うよう徹底してまいりますと。非常にいいこと、今の副町長答弁もそうじゃがね、そこでね、例えば、もう一度言うが、この度は税に固執しとる訳じゃないんじゃないけども、こういう二重、三重、に二つも三つも実際に起きとる。ただ、そこで担当課へ行って、ほかにも間違いがあるんじゃないかいうたら、いやありません。そりゃそこの担当課ではないかも分からん、これもだから、イクちゃんクーポンと、今言うとる税金のあれと、下水道もターゲットに上がつとるが、そんなことでね、あちこちに随分起きておる。そこで、その二重チェック、三重チェックの話をする訳ですが、例えば今日こういう納付書を送ろう、ちょっと待て、本当に間違いないか、ちゃんともう一回やってみい、なんとか、ね、言葉は悪いけども、何か、そういうふうにして、朝のミーティング、工事現場では毎日KY運動というのでやっておるが、それと今日何送るんかの、何通送る、大丈夫か、なんかね、こんなようなことをやるべきじゃないかと、こういうふうに思うが、その辺についてどう考えるか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）これはちょっと税に限定して申しますが、昨年度、一昨年度と、そういった発送ミス、ある程度、その、数が出たところでやりましたので、だいたい納付書へ詰める作業を、2階の会議で行っておる場合が多い。それで、見かけた場合には、必ず声をかけて、今年は大丈夫だろうなという声はかけました。それで、その段階で、そういうチェックは、ある程度してはくれておりましたが、これ結果が全てですから、残念ながらそういう、一件、出てしまいました。そういった場合に、出た場合には、他の課に同じようなことがないかというのも徹底しておりますし、今一番気をつけておりますのが、新聞等で広島県内の他の市町ですとか、他県のそういった市町で何らかの事務ミスが起こったとき、本町においてもそういう事務ミスをやってないか、という確認は取らせております。ただ、残念ながら、またミスが出ている部分では、そういった部分をやっておりながら、本来二重チェックをしていないにもかかわらず、しましたとか、そういった二重チェック、2人目のチェックが形式的なものになっているとか、そういうところがございますので、ここをさらに徹底したいというふうに思っております。先ほどおっしゃいましたように、いろいろ年間事業的に納付書の発送というのは、4月からだいたい8月ぐらいまであります。それぞれの課において、今おっしゃいましたように、

そういったときには、スタートの時点と出す直前、それぞれの所属長がそれを十分に確認させてまいりたいと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そういうことでね、その責任体制というんかね、その責任は、要するに、なんか知らんけども、ありゃ、わしじゃない、あいつがやったことよ、というね、そういう、いわゆるその、どう言うんか、人任せというんかね、いわゆるそこに連帯責任、例えば税務課なら税務課でこれはあいつが間違えたというんじゃないくして、税務課が間違えたん、ね。子育て、間違えた、あれが間違えた、馬鹿がまた二回目やっとなるよ、そうじゃないよ、福祉課全部の連帯責任、やっぱりこういうね、意識を持たせるべきであらうと思うが、そこらを副町長、どう考えるか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）そのとおりだと思います。

○14番（前田）終わります。

○議長（久留島）これにて、一般質問を終結いたします。この際暫時休憩いたします。再開は追って通知します。なお、第49号議案の一般会計補正予算の上程に先駆け、皆さんと協議したい事項がありますので、全員協議会を開催いたします。議員の皆さんは、委員会室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午後2時31分 休憩

午後3時39分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。本日の議事日程は終了する見込みがございません。従って、会議規則第23条の規定によりこれにて延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会とすることと決めます。なお明日も午前9時から本会議を開会いたしますのでご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午後3時40分 延会